

第2回

ウクライナ支援 災害支援の 経験を活かして

2月24日、ロシアによるウクライナへの侵攻が開始されるという衝撃的なニュースが飛び込んできました。その影響は次第に日本にも様々な形で現れてきています。

そんな中、5月11日に「あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク」が設立され、RSYが事務局を担うことになりました。どのような目的でどのような活動を行うのが、担当スタッフに話を聞き、整理してみました。

主な経緯

02/24	ロシアによる侵攻開始
03/08	日本への避難民受け入れ開始
03/11	愛知県内有志による「ウクライナミーティング」開始(毎水曜)
3月後半	2020年から毎週開催している「おたがいさま会議」の中でも話題になる おたがいさま会議 「ウクライナミーティング」にRSYスタッフが参加 ゲスト:NPO法人日本ウクライナ文化協会(JUCA) JUICA
4月	ウクライナをテーマにした「おたがいさま会議」を2回開催
04/08	名古屋市と(公財)名古屋国際センター(NIC)による「名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会」設立 避難民同士の交流の場「つどいの場」開催、給付金支給、支援申し出の登録(05/12開始)など 実行委員会
	実行委員会に多くの支援や取材、物資・寄付の問い合わせなどが寄せられ、受付対応に苦慮していたため、RSYが委託という形で窓口業務を担うことに 日本とウクライナの文化交流事業を中心に行ってきたJUICAに、避難の相談や支援者の問い合わせが殺到。小規模な団体で事務所がなく、個人宅で対応に苦しんでいたため、RSYが事務所スペースの提供を申し出る
05/11	「あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク」設立 ウクライナ支援に関する情報や団体をまとめ、必要な支援を行う。事務局をRSYが担う JUICA新事務所開設(RSY内) 名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会の窓口業務開始

なぜウクライナ支援を始めたの？

過去の災害支援の経験と、「おたがいさま会議」で繋がっていたからこそ

2019年末に中国武漢から報告された新型コロナウイルスは、世界各地に拡大し、感染が急拡大しました。コロナ禍による深刻な影響のしわ寄せは、社会的に弱い立場にある人たちを直撃しています。

そこでRSYは、被災地で実施している「情報共有会議」の取り組みを元に、困りごとを抱えるNPOなどの実態を共有し、さまざまな分野の参加者同士で解決の知恵を絞ったり、お互いを応援し、過不足を補い合えるような場として、2020年5月から「NPOおたがいさま会議」を毎週開催してきました。

そんな中でのウクライナ侵攻。

状況が見えてくると、被災地支援・広域避難者支援で培われた経験やおたがいさま会議の知恵が生かせるような事例も多く、RSYとして、目の前に困難を抱える方々を、積極的に支援していく決断をしました。

現在、愛知で活動するJUICAが、避難者の相談や生活支援を行ない、また「名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会」が様々な取り組みを展開しています。これらの活動をサポートすべく、5月11日に「あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク」が設立され、RSYが事務局機能を担うことになりました。

ネットワークとしての機能、解決したい課題

【機能】	【当面の解決したい課題】
・JUICAと連携し避難者のニーズ把握	・避難者などへの支援
・「名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会」の支援登録と連携した開設窓口	・当番の食、生活物資、家財道具・家電の確保、日本語学習、子どものケア、就業など
・市民、企業、各種団体などの支援受入窓口、調整	・JUICAの支援
・個別訪問や交流相談会など、一人ひとりのいのちと暮らしを支える支援を行う	・事務所の新規設置(RSY内)、事務所備品などの提供、国や民間助成金などへの諸手続き・申請業務のフォロー、支援活動の伴走支援全般など
・ウクライナ以外の保護や人道上の配慮を要する方たちへの支援の拡大や改善を追求	

ウクライナまめ知識

国名	ウクライナ
面積	60万3,700平方キロメートル (日本の約1.6倍)
人口	4,159万人(クリミアを除く) (2021年:ウクライナ国家統計局)
首都	キーウ
民族	ウクライナ人(77.8%)、ロシア人 (17.3%)、ベラルーシ人(0.6%)、 モルドバ人、クリミア・タタール人、 ユダヤ人など (2001年国勢調査)
言語	ウクライナ語(国家語)、その他ロ シア語など
文字	キリル文字
宗教	ウクライナ正教及び東方カトリッ ク教。その他、ローマ・カトリック 教、イスラム教、ユダヤ教など
政体	共和国
元首	ヴォロディミール・ゼレンスキー 大統領(2019年5月～)
通貨	フリブニャ(UAH: hryvnia)
時差	ー7時間

参考: 外務省

ロシア語が第一言語の住民の割合
(2001年調査)



参考: 2014年4月2日日本経済新聞

ウクライナは1654年にロシアに併合され、第二次世界大戦などを経て1990年に共和国として独立。その関係で1991年以前はロシア語、それ以降はウクライナ語を国語としているため、50～60歳代はロシア語、30代後半～40代はウクライナ語を話す。お互いの言葉は理解できるが難しい文章になるとわからないといった状況がある。



モスクワから半径1000km



東京から半径1000km

RSYのうごき

愛知県の避難者 38家族(65名)
(愛知県 6月24日現在)

現在、RSYは、「あいち-なごやウクライナ避難者支援ネットワーク」の事務局を担い、名古屋市より、個人や企業からの支援のマッチング業務を受託しています。

避難者のニーズは、「JUCA」や避難者支援ネットワークのメンバーからの丁寧な聞き取りによって把握され、個別カルテの作成が進みつつあります。また、事務所ロビーに、避難者が自由に利用できる物資コーナーと談話スペースを設置。棚や冷蔵庫、クーラー、子どもの遊び道具など、拠点整備に必要な



RSY事務所にて 必要な物資を選ぶ避難者

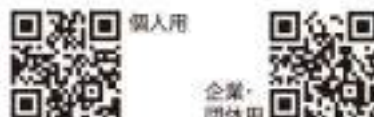
備品は、RSYとゆかりのある企業の皆さまが全てご寄付下さいました。支援のマッチングを丁寧に行うことで、避難者のニーズにきめ細かく対応できるようになりました。最近では来訪者も増え、住環境の整備や各種相談、JUCA主催の日本語教室での託児も可能になり、避難者同士の交流の場が、日々の安心感につながっています。

支援を続ける上で一番の課題は、言葉と文化の違いですが、母国語でコミュニケーションがとれるJUCAとの連携は、避難者の負担や不安の大幅な軽減につながっています。例えば、自分の住所を正しく伝えられず、寄付で頂いたベッドひとつを届けるのにもとても苦労します。JUCAと二人三脚で何度も確認しながら、ようやく目的地に送り届けたことが度々ありました。ある日は、「夜が怖いからナイトランプが欲しい」という若い女性があり、お話を聞くと、母国で家族と地下シェルターで数週間の避難生活の後、単身、

日本に避難してきたということが分かりました。こういった状況を目の当たりにする度に、避難者が抱える事情は一人ひとり異なり、より多様な支援が長期的に必要なだと実感しています。

避難者が日本の生活に慣れるために、しばらくは日本語教室や交流企画の開催、食料・生活物品の支援、交通費補助といったニーズが高いと考えています。支援のマッチング手段として、名古屋市が「支援登録フォーム」を公開しており、なにか支援ができるという方はぜひ登録をお願いいたします。また、必要な支援は、随時更新しています。ぜひご利用ください。

ウクライナ避難者支援 登録窓口





ウクライナ避難者支援から8ヶ月

支援のひろがり

国がウクライナ避難者の受け入れを表明してから、早10か月が経とうとしています。RSYも5月から支援を開始し、この間、どのような避難者支援を行ってきたのか、また、東海地域でどのように避難者支援が行われているのかをまとめました。

5月から12月までの主な活動

02/24	ロシアによる侵襲
03/08	国による日本への避難民受け入れ表明
03/11	有志による「ウクライナミーティング」開始
04/08	名古屋市と「(公財)名古屋国際センター(NIC)」による「名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会」設立 →NICにて「第1回つどいの場」開催(以降月1〜2回開催) [名古屋] 支援給付金、光熱水費一時金支給(5月末まで)、住宅入居支援金支給
5月	「あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク」設立、RSYが事務局を担う(以下、ネットワークと表記) [RSY] ウクライナ文化協会(JUCA)新事務所受入 [名古屋] 「名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会」の窓口業務を開始、RSYが受託 [RSY(名古屋)] 「ウクライナ避難民支援登録フォーム」スタート [RSY] 支援物資の棚を設置 [RSY・JUCA] 避難者への家具・家電支援開始 [JUCA] 「第1期日本語教室初心者向け」開始(5/26〜6/7) [ネットワーク] 個別支援:9件(物資提供・運搬) 自治体等訪問:2件 [RSY(名古屋)] 支援登録マッチング:12件(物資提供・託児)
6月	「第1回 ウクライナ避難者支援のための情報共有会議」開催(月1回/オンライン) [ネットワーク] 「愛知県多文化共生推進室」訪問開始(月1回) 個別支援:8件 (物資提供・個別訪問・100円以内・ショップ買い物ツアー) 自治体等訪問/意見交換:7件 [RSY(名古屋)] ソフトバンクのスマートフォン無償貸出開始
7月	支援者向け情報発信用フェイスブック立ち上げ [ネットワーク] 個別支援:8件(物資提供・個別訪問) 自治体等訪問/意見交換:8件 [RSY(名古屋)] 支援登録マッチング:16件(物資提供・託児・運搬)
8月	[愛知県] オンライン日本語教室用SIMカード支給(毎月5枚) [RSY] 「NPO法人セカンドハーベスト名古屋」より食品提供(月1回) [日本財団] 「ウクライナ避難民支援に関わる実務者向け研修会兼ワークショップ(東京・大阪)」参加 [JUCA] ウクライナ領事館より三等書記官来名(会場・名達館) [名古屋] 「ウクライナデーin名古屋」開催 [RSY(名古屋)] 支援登録ボランティアマッチング:14件(物資提供・託児・運搬・通訳・ヘアカットイベント) [ネットワーク] 個別支援:8件(物資提供・個別訪問) 自治体等訪問:5件
9月	[JUCA] 「第2期 日本語教室:中級」開始(9/1〜11/19) ウクライナ語教室(月2回)、ウクライナにルーツを持つ子ども向けウクライナ語教室(月1回/会場:名達館) 「ハローワークによるビジネスマナー講座」開催 [愛知県] オンライン日本語教室開始(9/6〜12/13) 支援物資戸別配送開始(月1回) [ネットワーク] 「避難者向け100円マーケット」実施

	避難者向け「ライン公式アカウント」立ち上げ [ネットワーク] 個別支援:13件(物資提供・個別訪問・JUCAサポート) 自治体等訪問:6件 [RSY(名古屋)] 支援登録マッチング:18件(物資提供・運搬)
10月	[ネットワーク] 個別支援:12件(物資提供・個別訪問) 自治体等訪問:6件 [RSY(名古屋)] 支援登録マッチング:11件(物資提供・運搬・通訳・はりきりイベント・手紙イベント)
11月	[ネットワーク・愛知県被災者支援センター]「パッチワーク・刺繍を通じた、東日本大震災・ウクライナからの避難者交流会」 個別支援:14件 [ネットワーク] 物資提供・個別訪問・交通場所提供・交流会 自治体等訪問:3件 [RSY(名古屋)] 支援登録マッチング:9件(物資提供・運搬・軽食提供・生活費支援・支援金贈呈式)
12月	[名古屋] 「ウクライナデーin名古屋」開催 クリスマスをテーマに避難者が調理したウクライナ料理試食会 支援登録マッチング:4件 (物資提供・運搬・第2回ヘアカットイベント) [ネットワーク] 個別支援:15件 (物資提供・個別訪問・マッサージイベント・通訳)

どんな人がどうやって日本に避難してきたの？

- ・日本に既に住んでいるウクライナ人の親族・友人を頼って
 - ・SNSで知り合った日本人を頼って
 - ・頼れる人がおらず、日本政府の支援によって
 - ・軍事侵襲に反対するロシア人が、日本在住の親族・知人を頼って
- ※ウクライナで仕事をしていた日本人や、ウクライナで育ったが父親が日本人など日本国籍を持つ人も避難してきている

入国する際に必要になる“身元保証人”

身元保証人は、日本国籍を持っている、または日本に永住権があることが条件

1. 日本に入国するためのビザ発給申請書に身元保証人が署名する必要がある。外務省または在外公館に提出
 2. 1)の手続きを経て入国後、短期滞在から特定活動に変更などビザの条件を変更する申請書に、身元保証人が署名する必要がある。法務省(出入国在留管理局)に提出
- ※就職する際に、会社に提出する書類に身元保証人の署名が必要なことがある(法律の規定はない)



避難から8ヶ月 これまで、これから

避難開始

ウクライナ→愛知・岐阜・三重へ

避難者の多くは高齢者や母子で、日本に住むウクライナ人の親族を頼ってきました。入国は身元保証人が必要で、保証人は渡航費を工面したり、滞在中の様々なお世話をしています。中には血縁でない日本人がSNSなどを通じ呼び寄せたケースもあります。

避難後約1ヶ月

世帯分離と生活用品の提供

避難後は喜んで迎え入れた家族たちも、生活が落ち着いてくるといろいろと不具合が生じてきます。増えた人数分、生活費はかさみ、また生活スペースも狭くなり、周囲する日本人の家族との文化や生活習慣の違いなど、ちょっとしたことからストレスが溜

まっていき、避難後1ヶ月をすぎると世帯を分ける動きが出てきました。しかし、転居となると生活に必要な家具家電をイチから調達しなければなりません。そこで協力を依頼したところ、多くの企業が応えてくださり、自転車などのモノから運搬支援といったひとまで、様々なご支援をいただきました。ただことばの壁などもあり、マッチングは常に手探りの連続です。

住まいの課題

住宅は、公的支援として県営や市営住宅の無償提供があります。期間は6ヶ月間で、現在更に6ヶ月延長しています。基本的に備品はついておらず、ガスコンロ、冷蔵庫、洗濯機、風呂釜などの調達が苦労しています。民間の住宅を無償で提供してくれたとこ

ろもあったのですが、半年が経った現在、有償にきりかえたと通告されたケースもあります。ようやく生活が落ち着いてきたタイミングの引越は、経済的にも精神的にも負担になっています。今後、こういった住宅の課題が出てくることが予想されます。



ことばの壁

ウクライナでは、世代や出身地によって、ウクライナ語を話す人とロシア語を話す人と分かれます。私たち日本人には馴染みのない言葉と文字のため、物ひとつ渡すやりとりすらスムーズにいきません。行政手続きなど正確さが求められる場合はプロの通訳者を依頼しています。簡単なことは日本語が堪能な保証人を介して伝えられるようになりましたが、その返答が避難者自身の意思なのか、保証人の希望なのか判断できないこともあり、配慮が必要な場合もあります。

でも、最近、ウクライナ語と日本語でなぜか会話が成立するようになってきました!

就労の課題

ウクライナの物価は月に10万円あれば家族が生活できましたが、日本では自分ひとりすら賸りません。保証人も自分の家族だけで精一杯の方も多く、自分たちで生活費を捻出せねばなりません。住宅費はいまのところ無償でも、光熱費、食費、年金、健康保険

料は自己負担です。小さな子どもを抱えた若い世代は早い時期から就労意欲があり、所得を得ています。その後、徐々に50代以上の世代も仕事をするようになりました。しかし、一時的な就労には結びついていますが、安定とは言えない状況にあります。



避難生活の延長 夏→冬へ

当初、多くの避難者はすぐにウクライナに帰れると考えていました。しかし戦争が長期化し、季節は冬を迎えてしまいました。多くの人が春・夏物しか持っており、JUCAが冬服を購入する支援を行っています。またエアコンは電気代がかさむため、寒さ対策として、RSYとJUCAが寄付金を利用して起毛のベッドパッドを購入し、お渡ししています。

避難者把握の工夫

入国情報と住民登録に時間差があるなど、行政であっても避難者把握は容易ではありません。そのため、物品配布の機会を活用して把握に努めています。例えば、冬に向けて必要性が高く、家族構成によって数の違うベッドパッドもそのひとつです。また、避難者一人ひとりに現金の支援を申し出た個人の方がおり、それをお渡しする機会も、直接お会いできる貴重な場です。

避難者との連絡手段

情報共有ツールとして「LINE公式アカウント」を立ち上げました。避難者に支援情報を届けるだけでなく、保証人や自治体、支援者にも入ってもらうことで情報共有が可能になります。あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク(以下ネットワーク)と避難者との個別のやりとりも可能なため、今後活用していきたいと考えています。

つながりづくり

名古屋が主催する「つどいの場」は、避難者同士が母国語で話せる場として開催しています。半年を経て、そこで出会ったご縁

で個々のつながりができてきました。今後新たに避難してくる人たちのためにも、継続した開催が期待されます。

生きがいづくり

ウクライナの刺繍は有名で、年配者は特に楽しんでます。彼女たちが作った刺繍作品は、とても愛らしくて可愛いものがたくさん。それらをJUCAが買い取って販売しています。ちょっとした生きがいにもなってウクライナの文化も紹介できるので、一石二鳥です。祖国の美しいニュースばかり見て過ごさないようにというJUCAの気遣いでもあります。11月には東日本大震災の東外避難

者が集うパッチワーク教室と避難者との交流会も実現しました。他にも、「土いじりがしたい」という声があり、近隣の支援者のつてで家庭菜園をやるようになりました。

今までと同じような日常生活を送ることは、心身の健康にもつながります。



一時帰国する人、新たな入国

秋頃から、ウクライナの家を整理したい、高齢の家族を見舞いたいと、一時帰国する人が増加。長期化する戦況に対し、日本でしばらく滞在することを前提とした帰国のようなようです。また、日本で生活してみて「母を呼び寄せたい」という人もおり、12月になって新たに避難してくるケースが増えています。

避難民定義にあてはまらない人々たち

両親のどちらかが日本人で日本国籍を持つ人は、避難民と認定されません。しかし、ウクライナで生まれ、日本語はほぼ話せないため、支援なしでは暮らしが成り立ちません。また、定年退職後にウクライナに移住し、生活基盤をすっかり移していた日本人が帰国した場合も、支援はありません。しかし高齢で身寄りがいないなど、生活のしにくさを感じています。少ない事例ですが、何らかの支援や配慮が必要だと思っています。

やっぱり、帰りたい

日本の生活に馴染もうとされ、中には「何か手伝いたい」と言うくださる人もいますが、やっぱり、ウクライナに帰りたいのが本心。中には「すぐに帰るから何もいらぬ」と物資を頑なに断る人や、「日本語を勉強したら、帰る日が遠のく気がするから習わない」という人も。祖国への想いの強さを感じます。

ネットワークの活動と、今後の動き

情報共有会議の開催

ネットワークでは、6月から月1回、オンライン情報共有会議を開催。自治体の避難者受入担当者、企業、NPOや個人など50～60名程が参加しています。新しく避難者を受け入れる自治体の担当者が情報収集のために参加するなど、信頼度も増えています。

自治体への訪問・ヒアリング

現在、避難者を受け入れている自治体担当者に直接面会をしています。得た情報はネットワーク内で共有し、自治体担当者には情報共有会議にお誘いするなど、お互いに補い合える関係づくりを目指しています。

想いのマッチング

名古屋が設けた支援登録窓口は、支援したい団体や個人ができることを登録するシステムです。委託されたRSYがコーディネートし、イベント時の軽食の提供、会議室

の貸出、プロによるヘアカット、鍼灸体験などを実施しました。しかし、イベントの原稿託、荷物運搬、通訳ボランティアなどは、まだまだ数的にも内容的にも足りていません。

「ウクライナ避難民支援 登録窓口」



個人用



企業・団体用

支援の難しさ

ネットワークでは「どんな立場の人でも支援する」ことを共通認識としています。しかし、ウクライナを愛する人々が「ロシアを少しでも擁護する人はウクライナ人でも仲間ではない」といった気持ちを抱くことは止められません。避難者間にも、どうしても相容れない感情があります。部外者が安易に全員を招いて交流会を開かないなど、逆に溝を深めないよう、気を付けています。

被災地支援とウクライナ支援

日本でも、災害で突然生活が一変し、住み慣れた土地を離れる人は少なくありません。知らない土地で新しい生活を始める苦労は想像を絶します。物資支援に始まり、就学・就労支援が必要になるウクライナ避難者の支援は、今までの被災地に共通し、RSYが行ってきた支援の経験が活かされています。

今後の支援

日本で就労した場合、納税義務も負い、煩雑な手続きが発生します。住宅無償貸与の終了を見越した生活の見直しも必要です。また、ビザの更新時、帰国が滞り延長かの選択に直面するでしょうし、帰国の支援も必要になると考えています。

想いの原点は災害救援と同じでも、今回は自然災害ではなく人災です。「NO WAR」を願い、翻弄され続ける避難者に引き続き微力を尽くしたいと考えています。

神田すみれ（地域と協同の研究センター研究員）

愛知県に避難されているウクライナからの難民のみなさんのこと（2022 年 4 月 25 日発行 212 号）

ウクライナから愛知県内に避難されている方のご家族や地域で支援している方からお話を伺っています。小学校に通いはじめた子どもたちは、最初の何日かは泣きながらだったようですが、その後、毎日元気に通っており、学校もクラスメイトも担任の先生も一生懸命対応されているとのこと。来日したばかりの子どもたちを受け入れる時と同じように、ウクライナの子どもたちも、初期指導教室（*1）と学校内にある日本語教室の両方に通い、給食や学級活動は自分の所属するクラスに入り、日本語を学びながら、少しずつ日本の学校生活に慣れていく移行期間を過ごしています。県内でも地域差はありますが、愛知県は他府県に比べると、来日したばかりの子どもたちを受け入れる体制が比較的整っており、学校や教員の経験も積み上げられてきています。

来日したばかりの就学年齢の子どもたちの受け入れ環境は、地域の学校が主軸となりますが、就学前の子どもたちや、大人の受け入れ体制は不足しているといわざるを得ません。ウクライナから避難してこられた 20 代の女性は、地域の海外にルーツがある子どもたちが通う日本語教室に通っています。来日したばかりの大人が、言語や生活習慣を学びながら、移行期間を過ごすための居場所を兼ね備えた場がある地域は、まだまだ限られています。

現在、ウクライナからは特別な理由があるケース以外、男性は出国できないため、来日しているのはそのほとんどが女性と子どもたちです。地域には、来日したばかりの就学前の子どもとその母親が日常を過ごすことができる社会的な受け皿がありません。文化間移動は通常でも精神的に大きな負荷がかかります。戦火から逃れてきた人たちの心のストレスは相当なものでしょう。家族や知人とはいえ、異なる文化の上になりたっている生活を送る人たちとの同居は、受け入れる側の負荷も相当なものでしょう。そのような大きなストレスを抱え込まざる

を得ない状態で、社会との接点がほとんどない日常を、母子で過ごすことのリスクも容易に想像されます。経済的な支援、住居支援はもちろん、子どもたちを閉ざされた環境に閉じ込めないように、社会から接点をつくるように働きかけること、母親と子どもたちが、この移行期間を安心して過ごせる空間と時間、そして心のケア、大人たちへの就労の機会の提供が急務です。

地域の日本語教室、学校の受け入れ体制、地域のつながり等、これまで市民や行政がつくってきたリソースや経験が大いに役立っている一方で、社会との接点があちこちにくい海外出身の未就学の子どものうちとその母親という、声をあげることが難しい人たちが、これまでどのような我慢を強いられてきたのかも見えてきました。

昨年 11 月アフガニスタンのガニ政権崩壊後、日本へ避難して来られたアフガニスタンの人たちは、この半年間、非常に限られた環境の中で過ごしてきました。今月に入り、名古屋地域でも 2 家族の子どもたちが来日し、地域で生活を始めています。大人たちは半年経った現在も言語習得や慣習を学ぶ十分な機会、就労の機会がありません。日本での滞在を諦め出国せざるを得なかった人たちもいます。避難して来られた方たちが、安心して地域で暮らしていけるよう私たち市民の働きかけ、企業組織の就労機会の提供が迅速になされていくことを願います。

*1 日本語初期指導教室とは…来日直後等により日本語習得が必要な児童生徒が学籍のある学校に定期的に通いながら、一定の期間（愛知県では通常 3 カ月）日本の学校生活に必要な基本的生活習慣、日本語指導や教科学習の導入などを行う教室です。

*避難された方とそのご家族から、ウクライナについて教えていただきました。ウクライナは農業国。乳製品（牛乳、チーズ、ヨーグルト、バター）ハム、オートミール、果物をよく食べます。乳製品も種類が豊富。平均月収は 4～5 万円。医療、教育は無償。

子どもたちは小学校入学時に芸術・言語・理数・運動等のコースを選択する。1クラスは20名程。登下

校は通常保護者が送迎をするということです。

ウクライナ難民の現状から見てくること (2022年5月25日発行 213号)

非常勤講師をしている2つの大学で、ウクライナから避難されている若い世代の方をお招きして、学生との交流の時間を持ちました。学生たちは自主企画したキャンパスツアーで図書館や学食を見て周り、その合間にスマートフォンで画像を見せあい、自動翻訳機能を駆使してゲームやアニメの話で盛り上がっていました。ゲームが好きな学生の中には、憧れのゲーマーがウクライナ出身であるということから、いつかウクライナに行ってみたいと思っていたところ、戦争が起き、驚きとともに悲しく思っていると話しました。多くの学生が、大変な状況の中での避難してこられていることと現在起きていることについて心を痛めながらも、日本で美しい景色、おいしい食べ物、楽しい経験をしてもらえたらと話しました。

ウクライナから避難してこられている方達が置かれている環境は、身元引受人、家族構成、地理的状况、経済状況、地域や支援へのアクセスの状況も一人ひとり異なります。身元引受人はウクライナ出身の方もいれば、日本の方もいます。東海地域では、日本ウクライナ文化協会が中心的に避難されてきた方たちと連絡をとりながら、物資や支援情報、日本語学習の機会の提供等を行っています。また、様々な支援団体や市民、自治体が連絡を取り合い、必要に応じて連携をしながら一人ひとりが必要とする支援を行っています。受け入れ自治体では、それぞれ独自の支援金を提供したり、日本語教室を開催したりして、日本での生活が少しでもスムーズに始めることができるよう工夫をしています。社会福祉協議会、教育委員会、国際交流協会が連携をして、1つの家族を見守る体制をつくれるよう工夫をしている自治体もあります。

5月3週目の現在、避難してこられた方たちの中には、新たな住居で生活を始めた人、アルバイトを始めた人、地域の学校に転入した人、日本語学校に通い始めた人もいて、日本での生活を一步いっぽ前に進んでいらっしゃる様子がわかります。その一方で、ウクライナの方たちを日常的に支援されている

人たちからは「このところ表情が疲れているようだ」とか「ウクライナの現状に涙されていて心理面が心配だ」ということを伺っています。そして「心のケアが必要であろう避難者の方にどのように接するのがよいか」「現状の接し方で大丈夫かどうか不安に感じている」という声も聞いています。これまでも地域で多文化共生活動や外国人支援に携わってこられた方が日常的な支援をしているというケースもあり、在留資格の知識や日本語学習の経験、多文化ソーシャルワークの視点を持っている人たちが、難民の支援をするときに、どのような点に留意する必要があるか、臨床心理士や難民支援の専門家との連携等、多元的な支援を進めていく必要があるでしょう。現在、自治体や組織、市民から物資や支援金、住居の提供、子どもの教育への配慮がされています。健康が保たれるための十分な生活水準が保持されるよう、そして住居、医療、教育へのアクセスの保障など、多くの人の善意が必要とする人へ届けられるよう、比較的短期間で形が作られていることは社会の大きな前進であると感じています。

国連の定める難民の定義によると「難民」とは、人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するという理由で、自国にいと迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする人々」とされています。この定義では、自国における平時と戦時の区別をしておらず、国際的・国内的な武力紛争や戦争から他国に逃れてきている人々も、上記の定義に該当するのであれば「難民」とするとされています。難民条約に加盟している日本はこのような状況にある人たちを保護する責任があります。以前、食料支援団体に、Covid-19の影響により困窮する難民へ食料支援をお願いしたところ難民への支援はできないと断られたことがあります。また様々な事情から、非正規滞在者になってしまった人について「法を犯している人」の支援はできないと考える人も少なくありません。

先日、昨年秋にアフガニスタンから避難してこら

れた方から、お話を聞く機会がありました。「ポーランド、トルコにいるアフガニスタン難民が支援から取り残されています。ウクライナ難民が優先的にうけいれられている現状があります。支援に優先順位がつけられていることは悲しいことです。ウクライナ難民もアフガニスタン難民も同じ戦争の被害者です。私たちは同じように支援を必要としています。ウクライナの人もアフガニスタンの人もミャンマーの人も同じです。忘れないでください。私たちも戦争の被害者です。」と語られました。

「留学」や「技能実習」の在留資格で来日しているミャンマーの人たちや、非正規滞在（オーバーステイ）となり就労、医療、福祉等あらゆるアクセスが制限されている人たちはどうでしょうか。ご自身や、本国に残してきた家族の命が危険にさらされている人たちは、来日背景を簡単に人に明かすことはありません。隣人一人ひとりの基本的人権が保障されているか、私たちは常に意識する必要があります。支援とは、その人が元来持っている権利が奪われないようにすること、その人がもともと持っている権利を保障することだと思います。人権意識を高めることは、私たち自身の人権を保護することにも繋がります。世界人権宣言は第一条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」としており、第二条、第二十五条、第二十六条には、人として認められる権利、医療、住居、教育へのアクセス、十分な生活水準を保持する権利が宣言されています（注）。私たちの地域に暮らしている隣人の基本的人権が奪われていることはないでしょうか。ウクライナからの難民受け入れは、日本社会に暮らす私たちに、様々な気づきを与えています。

冒頭で紹介した大学の学生たちは、ウクライナ出身の人と会うのも話をするのも初めてだったと言います。授業の最後にこんなメッセージを語りました。「少しでも心が安らぎますようにお祈りしています。困った時は、いつでも頼ってください。」

「実際に戦争を目の当たりにした経験は、私には理解できないほど苦しいことだと思います。だからこそ今起こっている戦争を絶対に忘れてはならないし、支援できることがあれば積極的に取り組みたいと思います。」

「もっといろんな話をしてみたかったです。今はお辛いと思いますが世界が平和になることを心から願っています。」

ある日、自分の命を守るために自国を離れなければならないようになった同世代の人との交流から、戦争が一人の人の人生をどう変えてしまったのか、なぜ平和が大切なのかを考える機会になったようです。

注：

第二条：すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第二十五条：すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

第二十六条：1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

（国際連合広報センターウェブサイトより）

「あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの設立経緯と支援の現状」（2023年6月25日発行214号）

2月24日にロシアがウクライナに侵攻しました。その2週間後の3月11日、名古屋市内にある鶴舞公園で東日本大震災の追悼式がありましたが、追悼式会場

で会った、NPO チェルノブイリ救援中部や愛知県被災者支援センター経験者、研究センター関係者でウクライナへの支援について話題になりました。その前日に

は、3年間研究センターが継続して参加している難民食料支援の打ち合わせがあり、NPO 名古屋難民支援室からウクライナ難民受入に関する情報が出されていました。二つの場にいた研究センター向井専務理事より、現地支援と受入支援をつなぐ情報交換が提案され、「ウクライナからの受入・支援体制メモ（愛知県と名古屋市が公営住宅を提供し、名古屋市国際課が支援体制を整えていること。東日本大震災から11年間継続している広域避難者支援の経験や、多文化支援団体を含む多様な専門家のネットワーク、難民支援の専門性を生かした支援体制をつくる方向性）」「日本国内と東海地域に在留するウクライナ人の人数」「チェルノブイリ救援中部がドイツ・ポーランド経由で行っている救援物資支援」の状況がメールで情報共有されました。

（個人的には、この日、3月11日は、南医療生協病院のくらしまちづくり委員会の関係者からウクライナ支援について問い合わせがあり、また名古屋、関東の支援者の方達から、それぞれアフガニスタンから避難している人たちについて相談がありました。その数日前にも問合せや相談があり、振り返ると3月のこの時期が、社会の難民に対する関心が急激に高まった転機だったようにも思えます。）

こうして、NPO 名古屋難民支援室、NPO チェルノブイリ救援中部、愛知県被災者支援センタースタッフ経験者、地域と協同の研究センターを含むメンバーがメールでやりとりを行い、3月15日にオンラインで初回の情報交換の場を持ちました。この日から毎週1回お昼に約1時間半、ウクライナから避難されている方々の情報、行政の動きや支援策についての情報交換（ウクライナミーティング）を継続しています。記録を確認すると、2回目は3月23日、3回目は3月30日、4回目が4月6日、5回目が4月13日と継続され、6月15日現在で14回目となっています。

ミーティングメンバーは、4月3日（日）には、名古屋市中区で予定されていた日本ウクライナ文化協会による抗議集会・デモの集まりの場に出向き、ウクライナの方たちへNPO レスキューストックヤードから提供された生活物資や食料をお渡ししました（デモは雨のため中止）。4月8日（金）には名古屋市がウクライナ避難民の交流の場として名古屋国際センターで開催した「つどいの場」初回の終了後、名古屋市国際交流課の担当者、名古屋国際センターの担当者と現状の確認とニーズを伺い、今後の支援体制の考え方を意見交換しました。また、メンバーのつながりで、県内に避

難されている方、身元引受をしている方、日常生活や日本語学習をサポートしている行政や市民活動団体を訪問し、一人ひとりの状況やニーズを把握していきました。

5月初めまでに、日本ウクライナ文化協会、名古屋ウクライナ支援実行委員会（名古屋市と国際センターで発足）、認定NPO レスキューストックヤード、多文化共生リソースセンター東海などの間で情報交換が進み、ミーティングメンバーを含む市民団体で「あいちなごやウクライナ避難者支援ネットワーク」を発足することになりました。名古屋市は生活物資などの寄付を受け付ける登録制度を立ち上げ（登録フォームは名古屋市のホームページ「本市のウクライナ情勢への対応について」に記載）、避難者支援ネットワークの事務局は災害避難者支援の経験をもつレスキューストックヤードが担い、名古屋市の登録制度の運用を事業受託することとして、これらを5月11日（水）「つどいの場」後に記者発表（12日から運用開始）しました。避難者支援ネットワークでは、日本ウクライナ文化協会と協力して寄付された家財道具や生活物資・食料をウクライナ避難民に提供し、日本語学習や子どもの託児等様々なマッチングをしています。「つどいの場」にも継続的に参加し、できるだけ一人ひとりの方とお話をして、模索をしながらですが、それぞれの状況や背景の確認に努めています。

避難者支援ネットワーク発足から一ヶ月後の6月11日（金）には、第一回「ウクライナ避難者支援のための情報共有会議」をオンラインで開催。日本ウクライナ文化協会、愛知県、名古屋市を含む自治体、地域で支援に関わるNPO、専門家など約70名が参加・情報を共有しました。以上が「あいちなごやウクライナ避難者支援ネットワークの設立経緯」と現状です。

日本ウクライナ文化協会も事務所を、避難者支援ネットワークと同じ建物内に移転し、事務所には日々ウクライナから避難してこられた方たちが相談や、物資を受け取りにいられています。一方で、避難してこられた方を個別に訪問をすると、ウクライナコミュニティとの繋がりが弱く、制度や支援の情報へのアクセスが難しい環境にいたりする方がいらっしゃいます。誰もが人間らしい生活を営むことが遮られることのないよう、その人がこうありたいという生き方が保障される暮らしに少しでも近づくよう、必要な人のところへ必要な資源が届けられるように、社会の多くの皆さんが馳せる想いがおひとりおひとりの日常に反映される

ようにこれからも心を込めて丁寧に動いていきたいと

思います。

アフガニスタンやウクライナの避難民の受け入れから今考えたいこと（2022年9月25日発行 217号）

2月にウクライナで戦争が始まってから9月15日の時点で1,799人のウクライナの人たちが日本に避難をしています。うち子どもは約400人。愛知には71人が避難しており、私も避難してきた人たち、その人たちを日常的に支えている身元引受の人、自治体の人、地域の日本語教室や関係する地域の団体を訪問して話を伺い、必要なサポートをと動いています。就学年齢の子どもたちは日本の公立の小学校や中学校に通っている子どももいれば、インターナショナルスクールに通っている子どももいます。9月から新年度が始まったウクライナの教育を、オンラインで受講している子どもたちもいます。ウクライナから避難する子どもや若者の受け入れから見えてくる課題は、これまで言われてきた海外ルーツの子どもたちの課題そのものです。ウクライナ避難者支援に携わる人たちから日本語学習、学校教育へのアクセス、学習力、本国へ戻ることになった時の進学や母語の保持、母語と日本語学習が影響する思考力について、どのようにしたらよいかという相談やサポートの必要性が語られるようになったことに、移民の子どもたちを取り巻く現状を社会全体で考えるという方向へ一歩前進したような大きな変化を感じています。

愛知、岐阜、三重は1990年以降、海外ルーツの子ども・若者が増加しています。その中で多くの困難や課題を経験しながらたくさんの取り組みが積み重ねられてきています。取り組みや制度がある自治体・地域に避難したウクライナの子どもたちは、豊富な経験を持つ教員、日本語教室、語学相談員、地域の人たちやこれまで作られてきた仕組み、施設や制度に支えられているように思います。初期指導教室がある自治体では初期指導教室に通い、大学進学を望みながら国を離れた方は日本語を学びながら研究生としてウクライナ避難民の聴講を受け入れしている学校に通っています。ヨーロッパでの大学進学を希望されている方はその試験を受けるために先日出国され受験、現在その結果を待っていると聞いています。戦火を逃れて出国せざるを得なかった人たちが、この東海地域へ避難され、この地域

が積み上げてきた支援の経験と資源、それに加えてこれまでにはなかった大学や社会の経済的なサポートも含め、様々な支援を受けながら、文化も言葉も習慣も異なる新しい国で、ご自身が望む人生を生きることを模索されています。

昨年の秋から800人を超えるアフガニスタンの人たちと、その子どもたちが日本に逃れてきています。（残念ながらこの夏に日本政府から帰国を促され約4割の人たちが、戦火が続くアフガニスタンに戻ったと言われています。）名古屋市内にも40人を超える人たちが避難しています。子どもたちの年齢は小学校、未就学児童ですが、整った支援体制がない中で、職場、学校、地域の彼らを知る人たちが、今すでにある制度や資源を使いながら、無い物、足りないものは、それぞれが出し合い持ち寄って、なんとか子どもたちが教育を受ける権利を守り、この先この子どもたちが日本で望む人生を歩むことができるよう、この1年、尽力しています。そこから見えてくる課題は同じです。日本語の習得、母語の保持、思考力を育てること、今後日本で教育を受け進学するのか、必要な金銭的な支援、情報、経験や資源がない地域の孤立している子どもたちへ、オンラインでアクセスができるよう整備しなければならないという議論も進んでいます。これまでの積み重ねがあったからこそ、課題は何か、そのために何をしなければならないか、言うことがある程度わかり、そこに政治的な様々な思惑があるにせよ、私たち市民や自治体、現場の教員たちは、自分にできることは何かを考え、受け入れからわずか半年で多くのことが動きました。2年前、コロナ感染症の対策として外国人住民への様々な制度、行政サービスや制度、多言語対応が変化しました。そしてこの1年間、アフガニスタンやウクライナの避難民の受け入れから、政府や入管庁などのこれまでのあり方が大きく変化しています。政治的な思惑もありますが、それでも社会がこの変化をどう活かすかが大切だと思います。一時的な受け入れ、特例措置、限られた人たちへの特別な配慮に終わってしまうのではなく、今起きていることをどう活かせるか。市民である私

たち一人ひとりが考え、動き、この変化を日常の中に浸透させていき、すべての市民が尊重される社会

へと向かう機会となることを願います。

ウクライナ等避難民のみなさんの住居環境とホスト社会の担う役割について（2022年10月25日発行218号）

出入国管理庁によると、都道府県別ウクライナ避難民入国者数は、10月5日現在1,983人となっています。東海地域は10月5日現在で愛知県に77人、岐阜県に14人、三重県に3人が避難しています。

この春から、愛知県内の受け入れ自治体を訪問し、避難されている方のご自宅を訪問しながら、お話を聞かせていただき、現状やニーズをお伺いしています。3～5月頃に避難された方たちは、来日して約半年がたち緊急支援の時期から、次の時期に移行しつつあります。身元保証人のところに身を寄せていた方達の多くは、公営住宅へ転居され、就労し始めた方も多くいらっしゃいます。小学校に通う子どもたちも、3ヶ月の初期指導の時期が終わり、通常の学校生活に移行しています。日本社会で日常的な生活が始まり、状況の変化とともに、出てくるニーズや課題も変化しています。

一方で、公営住宅に移り半年近くが経過した後も、給湯器がない、洗濯機がないため、毎日衣服を手洗いしているというかたもいらっしゃり、寒い季節が始まる前に、対応が必要だと感じています。ウクライナの方たちは、名古屋市や他のいくつかの自治体は、期間を限定して、市営住宅に無償で入居できる措置がとられました。しかし、公営住宅は全国的にも風呂釜や給湯器が設置されていないところが多く、名古屋市の場合は、入居時に限定された業者から定型の風呂釜を購入、またはレンタルするという仕組みになっています（購入する場合は23万円）。経済的に不安定な状況にある人が入居する可能性が高い公営住宅で、人間らしい生活を営む上で必要と考えられるお風呂、お湯が出る環境が整っていないこと、入居者負担で設置することになってい

る制度は、大きな問題であると考え、関係者に相談、改善をお願いしています。

またウクライナの方たちには公営住宅が無償で提供されていますが、アフガニスタンやミャンマー等、他の国から避難されている方たちへは、このような措置はありません。来日1年が経過しても就労の目処が立っていないアフガニスタンの方たちにとっては、大きな負担となっています。そしてほとんどのご家族に、生後数ヶ月～小学生の小さなお子さんがいます。

住居環境が整っていることは、人間らしい生活を営む上で最低限の条件です。爆撃から逃れ、空襲警報を恐れ、命を狙われて、数週間ごとに寝に帰る場所を移動する生活。女性の就労は許されないと、出勤途中車から降ろされ運転手は銃で殴られ、小学生のお子さんは学校に通うことを禁じられる生活から、命からがら逃げてこられたウクライナやアフガニスタンの方たちが、安心してこの地域で望む人生を歩むことができる最初の基盤を整えることは、私たちホスト社会が担うべき役割です。そして、同じように逃れてこられた全ての人が、人間らしい生活を営むことができるよう、生活基盤を整えることは、ホスト社会が担うべき役割であり、難民条約批准国として、それが当然の役割であるという認識を広めるべく発信していきたいです。皆様のご寄付、就労機会の提供、発信等、それぞれができることを役割として担うことで、地域に暮らす難民の人たちの暮らしが少しずつ改善されていきます。全ての人が安心してその人の望む人生を生きることができる社会に向けて、一緒に役割を担っていきましょう。

ウクライナ等避難民のみなさんの長期化する避難生活支援について（2022年11月25日発行219号）

出入国管理庁によると、11月9日現在でウクライナ避難民入国者数は2,108人となりました。愛知県は80人、岐阜県は14人、三重県には3人が避難しています。ウクライナ難民の受け入れ自治体の訪問、個別訪問を引き続き継続していますが、このところ

は経済的な不安が聞かれるようになりました。ウクライナに残る家族に仕送りをしている人もいます。すでにパートで就労している人の中には、ダブルワークを希望している人もいます。愛知県が実施したアンケートや日本ウクライナ文化協会のヒアリン

グによると、冬が近づいてきたことから防寒対策として暖房や衣料品のニーズの声が聞かれています。避難している人の多くは、日本国内に暮らす家族を頼って避難してきました。避難後は、その家族の自宅に同居をしている人が多く、しかし、避難生活が長期化する中で、経済的な負担や、人間関係のストレスが増大しているケースも複数あり、就労先での人間関係に関する相談もあります。避難直後の緊急の時期が過ぎ、実際の生活、日常の中で出てくる経済的な問題や人間関係に関する問題が増えてきています。一方で、避難者の中でも比較的年齢が若い方たちは日本語が上達し、日本語のみでコミュニケーションをとることが可能なほどになっています。就労先で役割を担い、活躍している方もいます。1人ひとりの状況を把握し、その人を取り巻く地域や自治体とコミュニケーションをとりながら、必要な支援を提供できるようにしていきたいと考えて、訪問を続けています。

11月9日、研究センターではポーランドのワルシャワで、草の根支援を中心としてきた協同組合関係者から学ぶ場を持ちました。現地で活動するマルセリナさんには、8月7日に開催したセミナーでも報告いただきました。それから3ヶ月が経過し、その後の様子を報告いただきました。緊急支援の時期からの変化として、ウクライナ難民自身が、それぞれができることを生かして、参加型の自助的な活動を始めたこと、物理的なサポートや、グループ形成をするためのワークショップを行うためには活動拠点が必要であるという気づきがあり、ようやく場所を確保、契約することができたとの報告でした。

- ・大切にしているのは、助けてあげるのではなく、同じ土台に立ってサポートをするということ。大学の心理学部と連携をして、物理的なサポートと心理的なサポートのニーズを把握する調査を行っていること。

- ・場所を提供し、行政とのやり取りのサポートをしながら、ウクライナ難民の人たちの願いを支え、それを叶えることのサポートをしている。

- ・心理社会的サポートとして、編み物ワークショップをしたり、ウクライナの兵士のために暖かい服を作ったりしており、一緒に取り組むことでグルー

プやコミュニティが形成される。共に作業をする中で、お互いのことを話し合いながら相談ができる。

- ・グループが協力して活動を推進していくためには共通の高い目標があることが必要。単にお金を稼ぐというだけではできない。ご経験の報告は、日本での支援活動にも大きなヒントになるようなお話でした。オンラインで参加された方達は、地域で協同の活動をしている人、難民支援を専門的に行なっている人、ロシア駐在経験がある人、アフガニスタンからの退避者の方、と多様でした。いただいた感想をいくつか紹介します。(英語で書かれたものは、参加者からマルセリナさんへのメッセージです)

- ・マルセリナさんのお話を聞いて『同じ(共通点)が多いなあ』と感じた。『誰かを救いたい、誰かのために何かをしてあげたい、しなければならない』この思いは世界共通。

- ・一般的なボランティア活動から持続可能な支援活動を追求するとき、事業づくりや組織づくりが重要になってくる。言い換えれば、みんなで必要な事業(活動)を行い、人と人のつながりを広げ、活動(事業)の継続に必要な「費用」を作り出す必要が出てくる。これこそ、COOP(協同組合)の基本、と改めて思い起こすことができた。

- ・内容の濃い、インスパイアされる内容だった。難民による難民の支援や、インテグレーションセンターの将来の可能性など、日本の難民支援でも目指したい方向性についてのイメージが広がりました。

- ・All your information motivated me to take an action for my future life.

I understand how important to support the organization/ network of refugees in themselves and set the purpose. Also you told that the refugees with trauma are getting better by supporting someone. As I learned those from you, I will do what I can and what they require. I hope any kinds of supports will be provided to you continuously.

マルセリナさんには3月7日開催する愛知県立大学と研究センターとの共催セミナー12回目での後の展開についてご報告いただきます。ぜひご参加ください。

地域と協同の研究センターでは、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に、2年前から難民食料支援に取り組んでいます。これまでに4回、寄付いただいた食料を地域に暮らす難民の方達に郵送でお届けしています。また、難民について「学び語り合う会」を5回開催してきました。この取り組みから新しい動きやつながりが生まれています。この難民食料支援のつながりがきっかけとなり「あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク」が発足し、現在、東海地域に避難するウクライナ避難民の支援をおこなっています。

また11～12月に行った難民食料支援には、名城大学でボランティアの授業を受講する大学生のべ117名が、食料の寄付、難民の方へ送るメッセージ、募金を寄せ、食料を発送する等して参加をしました。メッセージと食料を受け取った難民の方達から、お礼のメッセージが研究センターや名古屋難民支援室の事務所に届いています。お礼のメッセージは大学生、支援者へ宛てたものの他に、同じ難民として地域に暮らす人達へ宛てたものもあります。直接お会いすることはありませんが、こうしてメッセージのやり取りをすることで、同じ地域に暮らす私たちは確かに繋がっているということを感じる瞬間でした。

いただいたメッセージをいくつか紹介します。

○支援してくださっている皆様へ

私たちに親切にしてくださり、助けてくださることについて、私の感謝の気持ちをお伝えしたくて筆を取りました。自国とは大きく異なる、けれども、とても美しいこの国で、1人で暮らしています。私のように1人で暮らしている難民にとって、このような贈り物は非常に大きな意味があります。日本に来てからこれまでの間、多くのよい人たちに会いました。どの人も純粋な心を持っている人たちでした。本当に感謝しています。このカードを、私を支援してくださっているあなたに贈ります。ご自身を大切にしてください。新しい年が幸せと喜びがもたらされる1年になりますように。愛を込めて

○お米の炊き方の説明を書いていた大学生の方へ

お米の炊き方の説明、本当にありがとうございました

た。勉強を頑張ってください。学生のみなさんありがとうございました。心を込めて 難民より

○難民の皆さんへ

この場所で平和を見つけることができますように。あなたが私たちと共にあることを嬉しく思います。私たちを支援してくださっている支援者の方達、名古屋難民支援室と一緒に感謝しましょう！

○親愛なる姉妹兄弟へ

この手紙を書いているのは、あなたは1人ではない、あなたには私たちみんなが側にいるよ、と伝えたいからです。私もこの日本で頑張っています。あなたもゼロから、何もないところから人生を始めようと頑張っているのですよね。神様はいつも私たちと共にいて、助けてくださるのだということを忘れないでください。あなた自身を愛すること・大切にすること、あなた自身を励ますこと、頑張ることを保ち続けてください。笑顔を忘れずに、今日より明るい未来が待っています！ 愛を込めて。

先日は、名古屋難民支援室の羽田野真帆さん、研究センター事務局の伊藤小友美さんがオンラインで名城大学の授業でその報告をしました。難民の皆さんから受け取ったメッセージを大学生のみなさんに紹介したところ「自分も難民の方へメッセージを書いて送ったので、こうして返事をいただき、難民の方からのメッセージを見て、つながることができていると感じて、嬉しかった」「ボランティアとは金銭の寄付だと思っていたが、行動することもボランティアだとわかった」等、学生の皆さんから感想が語られました。

前期にこのボランティアの授業を受講した学生は、受講がきっかけとなって、ウクライナ支援活動団体を立ち上げました。現在、名城大学の学生4名でウクライナ支援のために寄付を集めたり、企画をしたり、SNSで発信をしたりする活動をおこなっています。この活動には、難民食料支援メンバーもコミュニケーションをとりながら、愛知県に避難しているウクライナの方も関わっており、若い世代の活動が広がっています。

出入国管理庁によると ウクライナ避難民入国者数は12月7日現在で2179人（在留人数 愛知82人、岐阜14人、三重3人）。冬になり冬服、暖房器

具、毛布が欲しいという声があります。また、これまで洗濯は手洗いで大丈夫、給湯器も不要と遠慮されていた方々からも寒くなってきたと相談があります。アフガニスタンからの避難者の方たちも、その多くが日本で初めての冬を迎えています。アフガニスタンは日本と同じで床で生活をする文化です。いただいた寄付やご協力があり、アフガニスタン避難者各世帯にヒーターを1台ずつ、カーペットを一

枚ずつお送りしました。ウクライナ避難民、アフガニスタン退避者、そして全ての難民の方たちと、直接お会いすることはないかもしれませんが、同じ地域に暮らす者として、お互いつながり合い、助け合っていきたいです。日本で過ごす初めての冬、心も体も少しでもあたたかく過ごすことができるようにと思います。

ウクライナ避難民のみなさんの今 (2023 年 1 月 25 日発行第 221 号)

戦争が始まってから1年が経ちました。日本に避難したウクライナ避難民の在留者数は1月18日現在で2,151人です。地域と協同の研究センターがある愛知県には91人が、三重県には4人、岐阜県には14人が避難しています。

「数ヶ月で戦争が終わったら、すぐにウクライナに戻るから」と家具や家電は必要最小限に留め、住居も就労も短期間の滞在を前提にしていた人が多かったのですが、少しずつ長期での在留を見据えた暮らしに変化してきていることを感じます。冬までにはウクライナに戻ることができるだろうからと給湯器や洗濯機は設置しないことを選択してきた方達も、冬になり、真水での生活や、衣服を手で洗う生活から移行してきています。

保育園に通いながら、9月に学校が始まるウクライナの小学校の授業をオンラインで受けていたお子さんは、今年の春を迎える4月の時点でも日本に在留する可能性が高いことを見据えて、日本の小学校への入学の準備、そして「日本の小学校で学ぶためには今以上に日本語習得の準備が必要だがどのように準備をすればいいか」という相談もありました。

また、公営住宅に入居している人たちは行政による無償の措置が認められている入居期間が迫ってきているにも関わらず、生活が安定していないため、措置期間が過ぎたら住まいを失うのではないかと強い不安を感じている人もいます。公営住宅の無償化措置の延長が強く望まれます。

就労についても課題があります。来日して間もない人が安定した生活ができるだけの収入を得られる職は、日本ではまだ限られています。日本語を学びながら、新しい職場で頑張っている方達の様子を

聞くと、雇用主はもちろんのこと、一緒に働く同僚に支えられていることがよくわかります。「日本語がわからないから一緒に働くことが難しい」のではなく、どうしたらその人が持つ経験やスキル、人柄を活かした雇用が実現するかを工夫している企業から学ぶことはたくさんあります。コミュニケーションの取り方やそこにかける時間、意思疎通を図る方法を工夫し、一緒に働く人たちの理解や意識の醸成、働く環境を整えることで、安定した雇用が実現します。上記のことは雇用する側、日本社会側がベースを用意し、就労が始まった後は、避難者の方と一緒に仕事をつくっていく、職場環境を一緒に整えていくという関係性も大切です。

いつ帰国できるのかがわからない不安定な状態で、本国に残されたご家族や友人と連絡をとりながら、戦争の状況を日々ニュースやインターネットで確認をしながら、日常生活を維持していくことは精神的にも経済的にもとても大変なことです。現地のご家族と連絡をとっても「元気だから大丈夫」「心配しないでね」と言われ、「本当は大変な状況のはずなのに・・・」と涙を流される方もいます。

1月15日には南医療生協で愛と平和のコンサート～ウクライナ難民支援と福島原発事故のこどもたちへ～が開催されました。私も会場でウクライナやアフガニスタンから避難されている方達について話をさせていただく機会をいただきました。その際、協同組合の定義と価値について触れました。「共通のニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織で、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする」協同組合の組合員が、音楽とコンサートという場を通じて困難な状況にある人と現状に心を寄せる場を継続してい

ることはとても大切なことだと感じました。
避難されてきた方たちがどのような状況にあっても子どもの教育、住居、雇用が保障され日本での生活が少しでも心の支えになるような環境を社会全

体で応援していくことが大切です。そして憎しみや悲しみではなく、温かい人と人との愛情や思いやり、支え合うつながりが生み出す平和への営みが広がっていくようにと心から祈ります。

戦争（侵攻）が始まって一年、支援者のなかで（2023年2月発行第222号）

戦争が始まって1年になります。2月15日現在、出入国管理庁、都道府県別ウクライナ避難民入国者数は2,291人、愛知には95人、岐阜には14人、三重には4人が避難しています。

東海地域に避難された方達は、本国のご家族やご友人の状況を心配しながら、日本で就労や勉強をして日常を継続されています。日本の小学校や保育園に通いながら、オンラインでウクライナの授業を受け、両国の学びを継続している子もいます。先日お会いしたお子さんにオンライン授業で一番好きな授業は？と聞いたところ、音楽と図工と体育と教えてくれました。図工の授業で作った作品も見せてもらいました。オンラインで行うには工夫が必要な授業ばかりですが、オンラインで教えるウクライナの小学校の先生方が、子どもたちが遠く離れたところにおいても、楽しく教育を受けることができるよう工夫されていることが伝わってきて、胸が熱くなりました。一方で、住居、教育の保障、雇用などの問題、命からがら日本に逃げてきた人たちが、安心して住居や雇用が保証されず、精神的に不安定になっている人もいます。中には鬱のような状態になってしまい、まだ戦争の終わっていないウクライナに帰るという決断をした人もいます。戦争とは一人の人の人生をこのように変えてしまうのか、という怒りと悲しみが混ざった気持ちが湧き上がってきます。

このような状況を、講演やSNSを通じて発信したところ、多くの方がある一人の避難者の方へ寄付を寄せてくださいました。中には「お国に平和な日々が1日も早く訪れますように」と励ましのメッセージを寄せてくださった方もおり、そのメッセージをご本人にお伝えしました。お金はもちろんです、メッセージをいただいたことがご本人にとって大きな励みになりました。日本語で「〇〇さん、親切なメッセージをありがとうございます。いただいたお金は非常に大きな助けです。本当にありがとうございます。〇〇さんに良い健康と幸せな日々が送られますように。」お礼のお返事をくださいま

した。このやりとりから、実際顔を合わせることはなくても、私たちは同じ地域社会に暮らす市民としてつながり、支え合うことができる、そんなことを感じました。

先日、あるオンラインでの講演会では、私が話をした後に「今後継続して一緒に取り組むことができることを具体的に考えましょう」と時間を作ってくださいました。避難された人たちが、社会とつながり、尊厳ある人として主体性を持って生きることができる場づくりについて、どのような工夫ができるか、話し合いました。避難された方1人ひとりの経験やお人柄、これまで培ってきたスキルが、社会や地域で生かされる場をつくることができたらと思いました。社会と繋がり、自分が今ここにいることを肯定できること。誰かの役に立ち、社会に必要とされていると感じることができるかどうか。これは、誰もが人間らしく生きるために必要なことです。これを満たすことができる方法の一つが働くこと、仕事することだと思います。その人のお人柄、持っているスキル、それまで生きてきた中で培ってきた経験が、社会に生かされることで、人は主体的に生きることができます。住むこと、食べること、子どもや若者の教育へのアクセス、そして就労。自分が「こうありたい」という思いを大切にできること、主体的に生きること、それを社会が保証するという事が大切です。

前述の講演会の後の話し合いでは、芸術や音楽のパフォーマンス、ウクライナ刺繍等のスキルを持っていらっしゃる方、これまで培ってきた経験、その人のお人柄が社会で生かされ、それらを必要とする人と繋がるような場や機会を作りましょうと話し合いました。具体的にパフォーマンスの場や手作りの作品を販売する場を作ること等を準備していきます。このニュースを読んでくださっている方の中でも、避難されてきた方達の経験やスキルを社会に活かすことができる場づくりや機会づくりにご協

力いただける方がいらっしゃいましたら、

wsunire@gmail.com までご連絡ください。

海外からの避難民のみなさんが 日本社会で安定した生活が送れるように (2023 年 3 月 25 日発行 223 号)

ウクライナ避難民の人数は、3 月 8 日現在で全国 2,211 人となりました。最も多いのは、東京都の 597 人、次いで 大阪府の 165 人、神奈川県の 153 人となっています。愛知県は 100 人、岐阜県 14 人、三重県 4 人となっています。(3 月 16 日現在で東海 3 県では合わせて 25 世帯・123 人が避難しています。)

戦争が始まって 1 年が経ち、様々な緊急支援が終了し始めています。

名古屋市の住宅公共公社は、ウクライナ避難民の市営住宅入居時に 1 世帯 10 万円を支給してきましたが、3 月に入り、10 万円支給の支援は、残り 10 世帯で終了します。

ソフトバンクのスマートフォン無料貸し出しも 2023 年 5 月末で申し込みの受付が終了します。(無料貸し出しは申し込み受付時期に関わらず無償貸し出しは 2025 年 5 月 31 日まで)

民間不動産会社から無償提供を受けている世帯も 1 年の支援の期間が終了して、名古屋市営住宅へ転居することになり、家具家電の用意が必要です。

日本財団は避難民 2000 人へ一人 100 万円の支給をしてきましたが、日本へ避難する避難民は 2000 人を超え、支援金の申請が終了しました。

中日新聞は、2 月 24 日の記事で、名古屋市と名古屋国際センターで構成されている名古屋ウクライナ避難民実行委員会が募った寄付金の金額について、昨年 4 月は 1466 万円だったのに対し、その後は 200 万円以下に留まっていると紹介しています。

このように 1 年前に始まったさまざまな緊急支援が終了していく中で、戦争は長期化しており、避難民の人たちの帰国の目処は立っていません。これまで就労を希望していなかった人が仕事を探し始めたり、日本語学習を希望していなかった人が日本語の学習を始めたりしています。そして、避難民の数を見るとわかるように、日々、新たに避難民の人たちが来日しています。

日本財団のアンケート調査によると (回答者 750 人)、「4 人に 1 人となる 24.7%の避難民が「できるだけ長く日本に滞在したい」と、定住の意向を持っ

ていることが明らかになり、「ウクライナの状況が落ち着くまでは、しばらく日本に滞在したい」と回答した人と合わせると 65.5%の避難民が長期での日本滞在を希望している」ことがわかっています。

(別の国に移動したい、早く帰国したいという意志を持っている人は 3%。)

* 公益財団法人 日本財団 <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2022/20221215-83117.html>

今後、さまざまな緊急支援が終了していく中で、避難民が日本社会で安定した生活が送れるよう、避難民の人たちと一緒に、私たち市民社会が、行政や地域のリソースと連携をして、その体制を作っていかなければなりません。

2021 年 8 月タリバン復権後、愛知県には、約 40 世帯 (約 150 人) のアフガニスタン退避者が避難生活を送っており、ニーズや課題の多くは共通しています。ウクライナ避難民、アフガニスタン退避者たちが直面する課題やニーズに寄り添い、解決に向けて、難民 (避難民・退避者) と一緒に社会の体制をつくる動きは、今後の日本社会の難民受け入れや、多文化社会の形成につながっていきます。難民 (避難民・退避者) の中長期的な支援を継続していくことは、私たち市民が難民の受け入れ体制をつくり、多文化社会を形成していくプロセスそのものともいえるでしょう。

研究センターでは、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と一緒に、難民食料支援を継続して行ってきました。2 月に開催した学習会では、アフガニスタン退避者を含む 6 名の難民の人たちが学習会に参加し、「学習会や難民食料支援を一緒に行っていきましょう」と語り合いました。同じ社会に生きる市民として、一緒にこれからの社会をつくっていく、その 1 つの機会が生まれようとしています。難民食料支援、会員の皆さんもぜひ一緒に参加しませんか。

ウクライナ避難民の人数は、4月12日現在で全国2,384人となりました。最も多いのは、東京都の602人、次いで大阪府の179人、神奈川県162人となっています。愛知県は105人、岐阜県14人、三重県3人となっています。日本へ避難した人のうち、これまで180人が出国しています。

現在愛知県内では、14の自治体がウクライナからの避難民の受け入れをしています。昨年から、受け入れ自治体を順番に訪問をして、担当課、担当職員と現状の確認や必要な支援について情報共有をしたりしています。新年度になり、多くの自治体で担当職員が異動になり、新しい職員が担当になったところもあります。自治体の担当課に積極的に避難民の状況の確認を意識していただけるよう、そして支援が必要な方には支援を届けることができる体制づくりを意識していただけるような働きかけも含めて新年度も自治体の訪問を継続しています。

日本に避難をして、鬱状態になってしまい、多くの方の寄付で帰国に必要な渡航費用を賄い、ウクライナに帰るという決断をした避難民の方について、研究センターNEWS222号（2月発行）で紹介しました。その後、その方から、ポーランド、ワルシャワを経由してウクライナへ、陸路でバスと電車を使い継いで、ウクライナの家族が暮らす街まで辿り着くことができたご連絡がありました。帰国後しばらく経って、その方からいただいたメッセージを共有します。

「帰国してすぐの最初の1週間は少し怖かったです。マンションの12階に住んでいますが、遠くから爆発音が聞こえたり、爆発で窓が振動したりすることもありました。爆撃で水や電気の供給が止まってしまうこともありました。その後数週間が経過した後は、爆発音を聞くこともなく、水や電気の供給もストップするようなことはありません。けれども、空襲警報を知らせるサイレンは毎日、頻繁に聞こえます。

家の近くにあるお店で売られている物の値段は、以前の2倍になっています。それでも、毎朝、目が覚めると、普通の生活ができていることに、本当に

感謝の気持ちが湧き上がってきます。」

そして、地域のチャリティーコンサートに出かけたというお話や、他の国に避難していたご家族の1人がウクライナに戻ってきたこと等を教えてくださり、ご家族で食卓を囲んだ笑顔の表情で写っている写真を送っていただきました。

先日、社会福祉法人ゆたか福祉会のイベントで、ウクライナから愛知県や岐阜県に避難している人たちが作成した作品を販売しました。作品を購入いただくことで、避難している人たちへの支援になります。日本ウクライナ文化協会の川口リュドミラさんは「避難民の中でも若い人たちは、早く日本語を覚えて、仕事をしている。けれども、高齢の人たちは、なかなかすぐに日本語を覚えることは難しい。そのため、仕事をするのも難しい状況の人たちがたくさんいる。」と説明していただきました。川口さんは、作品1つ1つについて、「これは**に避難した〇〇さんという方が作ったものです」と1つ1つの作品の作者である避難民のことをお話してくださいました。ヘアアクセサリー、コースター、絵画、ウクライナの子どもの描いた絵を印刷したポストカード、そして避難民の方が焼いたというクッキーもありました。ウクライナカラーの青色と黄色で、その上にウクライナのシンボルでもある小麦を、アイシングをしたものです。

ウクライナ避難民の方達が作る作品を購入することで、東海エリアに避難しているウクライナ避難民の方達を支援することができます。関心のある方はぜひお問い合わせください。



2022 年 2 月、ロシアによるウクライナへの軍事行動により、日本政府はウクライナから近隣諸国等に避難している人々を「ウクライナ避難民」として受け入れることを 3 月に決定しました。3 月 2 日から 4 月 12 日までに 544 人が入国、その後、2023 年 5 月 10 日現在で 2,429 人がウクライナ避難民として入国しています。日本での生活を少しでも早く安定させたい、本国に残された家族の生活を助けるため送金をしなければならないという人は多く、来日後、多くの人が就労を希望しています。このような状況の中で、雇用という形での支援を申し出る企業もあり、ウクライナ避難民の受け入れの経験は、日本社会の難民の受け入れに変化をもたらしています。

ある企業は、戦争が始まってすぐ、社長の意向でウクライナ避難民の雇用を決めました。受け入れが決まると、すぐに現場のマネージャーが受け入れに当たって、社員に向けて会社の方針を説明しました。マネージャーは、模索をしながら、短期間で受け入れの準備を進めました。自動翻訳機能を使って、ウクライナ語と日本語を併記した指差し表を作成して、朝礼を行うスペースに掲示しました。その表の横にはウクライナの国旗が飾られています。作業現場には、作業に必要なアルファベットが表示されているのですが、ウクライナの人が見てわかるように、全ての英語のアルファベットの横に、ウクライナ語のアルファベットが併記してあります。

私がこの企業を訪問したとき、複数の日本人社員に話を聞きました。ウクライナ避難民の受け入れをすると聞いた時、ごく自然に、初めての外国人従業員を受け入れたそうです。

受け入れの直後は、会社が事前に購入、準備しておいたポケット（自動音声翻訳機）を使ってコミュニケーションをとっていたそうです。その後、ポケットの台数が限られていることもあり、現場での業務上の指示やコミュニケーションは、各自のスマートフォンに自動翻訳アプリを入れて、コミュニケーションをとるようになったそうです。

日本人社員とウクライナ避難民は、業務上のことだけでなく「美容院に行きたい。どこの美容院がお勧めか教えて欲しい」というような日常生活に必要な情報や「もし地震が来たらどうしたらいいか」と

いうような、ふと不安に思うことについても自動翻訳機能アプリを使って、おしゃべりをしながら、コミュニケーションをとっていました。

このように、いつでも相談ができる関係ができていて、仕事もスムーズだということです。

これまで多くの日本企業は、言葉の壁や文化の違いを主な理由として、外国人の雇用を積極的には行ってきませんでした。しかし、ここ数年の間に人手不足が深刻化し、企業の外国人雇用に対する意識が変化してきています。そのタイミングで、ウクライナ避難民が来日し、避難民の雇用を通じて、初めて外国人を雇用する企業は、従業員それぞれが持っているコミュニケーション力を活かしたり、自動翻訳機能を使ったりして、一緒に働く同僚として避難民を受け入れています。

ILO（国際労働機関）の 2022 年国際労働総会の報告書「ディーセント・ワークと社会的連帯経済」には、第 2 章に「難民や受け入れコミュニティのニーズに対応するにあたって、政府や開発パートナーと協力しています」と書かれています。カナダの労働者協同組合で移民や元難民の組合員が、毎年 2000 の移民・難民の家族に対し、母子保健支援、早期子育て・幼児発達支援、異文化間の保育サービス、障害のある子どもの多文化的なファミリーサポート、保健・精神保健支援などのサービスの取り組み事例や、ヨルダンの協同組合の職業指導や農業を通じた移民・難民の支援の事例、イタリアの社会的協同組合の居住施設、受け入れセンターを通じた支援の事例が紹介されています。

また、ILO が 20 カ国の協同組合や生産者組合を通じて難民への食糧支援を行なっていることも紹介されています。ILO はこの報告書で「強制移住が進められる下で社会連帯経済が果たす役割については、知識の不足が見られる。強制移住の局面で社会連帯経済がどのような役割を果たすのか、さらに公共・民間セクターとの比較や連携についてのさらなる調査が必要」としています。

災害、自然環境の悪化、紛争、貧困、感染症の流行等、今後も、人々が国を超えて強制移動を迫られる状況は起こるでしょう。異なる背景を持つ個々人が、互いを尊重し、移住者もホスト社会の住民も、同じコミュニティに暮らす市民として協力しあい、

関係性を創っていくことはこれからますます重要

になります。

難民の人権とメンタルケア (2023 年 6 月 25 日発行 226 号)

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民入国者数は、6 月 14 日現在 2448 人、東海地域では、愛知県は 104 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人です。5 月 31 日現在、出国した人は 270 人です。戦争が長期化し、日本での避難生活が長期化している中で、ウクライナへの帰国を決断する人、一時帰国をする人が少しずつですが増えています。1 人ひとりの状況は異なりますが、帰国の理由を聞くと、本国に残してきた家族が心配、ウクライナの自宅や地域の現状を知りたい、教育の継続をどのようにするか、在籍したままになっている仕事をどうするか決めなければいけないという声が聞かれます。

そのような状況の中、ウクライナに帰国した方から、6 月 2 日の東海地域の大雨による被害を心配する連絡をいただきました。私からは、私たちは大丈夫であること、そして愛知エリアの被害の状況を伝えつつ、ウクライナのその方の状況を伺いました。「ここは大丈夫ですが、夜になるとミサイル攻撃の音が聞こえてきます。私が住んでいるところは、今のところ爆撃はなく、そのことに感謝しています。」という返事をいただきました。

この連絡をくださった方は、日本での生活は安全ではあったけれど、孤独であり、仕事や生活の今後の先行きが見えないことから大きな不安を抱える日々だったと言います。今は、日々ミサイルの音は聞こえてくるけれど、それでも孤独や不安はなく、心は安定しているそうです。

難民への精神的なケアが必要であるということは知られてきてはいますが、オーストラリアやカナダのようにメンタルヘルスの専門家が難民に関わる体制は日本にはまだありません。紛争や迫害、災害といった理由から、移動を余儀なくされる人々（非自発的移住者）へのメンタルケアは重要な課題であるという認識が広がり、社会で保障されていくことを望みます。

紛争や迫害、災害から逃れて来日し、自国に戻る

ことが命の危険に直結する難民の人たちは、日本で難民申請をしながら、不安定な状況に置かれています。2022 年の日本における難民申請者は 3,772 人です。主な国籍はカンボジア、スリランカ、トルコ、ミャンマー、パキスタンとなっています。（出入国在留管理庁ウェブサイト 「令和 4 年における難民認定者数等について」）

6 月 8 日、入管法改正案が参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決・成立しました。この法案には、3 回目の難民申請をしても難民認定がされない人は、「強制送還」の対象となり得る規定が盛り込まれています。国連人権理事会特別手続の専門家からは、国際人権基準の観点から、次の懸念点について、日本政府に対して対話を求める書簡が出されています。（・収容の例外的使用の無担保、・司法審査の欠如、・無期限の収容期間、・ノン・ルフールマン原則、・監理措置対象者の処遇、・子どもの権利）国連特別手続を通じた入管法改正案への書簡の発出は、2021 年に続いて二度目です。（難民フォーラムウェブサイト <http://frj.or.jp>）

日本は 1981 年に難民条約に批准しており、難民受け入れの義務がある難民受け入れ国です。難民条約には、難民の権利や義務についての規定があり、特に次の 2 つは最も重要な規定とされています。

1. 難民を彼らの生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ強制的に追放したり、帰還させてはいけない（難民条約第 33 条、「ノン・ルフールマン原則」）

2. 庇護申請国へ不法入国した不法にいることを理由として、難民を罰してはいけない（難民条約第 31 条）

日本へ避難した難民の人たちの保護が保障され、安全が確保され、その人が望む人生を生きることができる社会になるようにと強く思います。

地域でウクライナ避難民を受け入れる迎 (2023 年 7 月 25 日発行 227 号)

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民入国者

数は、7 月 12 日現在 2,465 人、東海地域では、愛知

県は110人、岐阜県は14人、三重県は1人です。愛知の避難者数は数名の変動がありますが、岐阜と三重の避難者数は変動がありません。昨年、戦争が始まった直後2022年3月、全国の避難民入国者数は351人、4月は471人でした。徐々に入国者数は減り、現在、2023年5月は30人、6月は16人となっています。このように、時間の経過とともに入国者数は減っています。2022年3月4月の時点では2週間で発行されていた日本のビザ（査証）が、現在は申請をしてから2ヶ月以上かかるようになってきているという話も聞いています。

戦争が長期化し、避難民の入国状況、日本政府や民間の受入れ、支援状況は変化しています。入国後1年以上が経過する避難民の支援は、日本語学習支援、就労定着支援のような定住支援に変化しつつあります。よりご自身の望む生活に近づくため、国内転居を望む人も出てきています。

7月に入り、ウクライナから避難している方たちを地域で迎えよう！と自治会の集会所を借りてウェルカムパーティーを企画、開催しました。当初はその地域に避難しているウクライナの方たちと地域住民の皆さんとの小さな集まりを考えていましたが、企画から2週間、あっという間につながりがつながりを呼び、地域の自治会の方たち、日本語教室の受講生やサポーター、国際交流協会の職員や交流館の職員の方たち、大学の先生たち、そしてあいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークのメンバーも加わって、途中、草取りをしていたという地域のかたも「賑やかだね」と覗きにきてそのまま参加してくださり、合わせて50人近い地域の人た

ちで、ウクライナの皆さんを歓迎する時間になりました。

「住んでいる地域に日本語教室があるとは知らなかった！」と、早速次週から日本語教室に通う約束が交わされたり、ウクライナ避難民の方と職場が同じという住民からは「職場で見かけた！」と会話が始まったり、「ウクライナ語でこれは何て言うの？」と即席ウクライナ語教室が始まったりしました。途中、お誕生日をお祝いするサプライズイベントもあり、賑やかでとても楽しい時間でした。

すでにつながりができている地域では、新しい住民を歓迎する場を作ろうと考えた時、すぐに地域の人たちが集まり、このような場をつくるのが可能なのだと感動しました。もちろんこのような地域のはつながりは、たくさんの苦労や大変なことも経験しながら住民が作り上げてきたものでしょう。この歓迎パーティーをきっかけに、ウクライナの避難民の方たちが、地域の見守りがある中で、安心して生活ができるようになるようにと思います。

この7月にはアフガニスタン退避者114人が難民に認定されました。これは、過去最大規模での難民の一次認定です。昨年2022年には1年間でこれまでで最も多い202人が難民認定されており、日本の難民の受け入れに変化がもたらされるのではないかと期待をしています。地域社会、私たち市民の意識にもよい変化が生まれつつあることを感じながら、地域で一緒に過ごす時間が増え、それぞれが役割を担い、地域を共につくる関係ができていく社会を実現していきたいと思います。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの活動紹介とご支援のお願い（2023年8月25日発行228号）

8月16日現在 2,486人（愛知県は116人、岐阜県は14人、岐阜県は1人）のウクライナ避難民が避難しています。地域と協同の研究センターは、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークに参加をして、ウクライナ避難民の方達を支援しています。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークは、愛知県を中心に、東海地域のウクライナ避難者を支援するために発足した市民活動団体です。2022年2月24日に戦争が始まり、ウクライナから

人々が世界各国に避難し始めました。日本政府もウクライナ避難民受入れを発表し、民間団体等でも状況把握や様々な支援の動きがみられるようになりました。関係者の中でも産学官民の垣根を超えた連携・協働の必要性が高まってくる中、ウクライナをはじめ諸外国から日本に避難して来られた方々の生活を支えるためのネットワークとして、「あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク（愛称：ボルシチネット）」が5月11日に発足しました。

戦争が始まって1年半が経過していますが、愛知

県へも毎月、新たに数名の方が避難しています。あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、新たに来られた方が安心して生活ができるようにできるだけ早く住居、家具、家電を整えるようサポートしています。また生活に必要な生活用品、衣類、そして食品も提供をして、避難民の方達の日常生活の負担を少しでも減らせるように、市民の皆さんからの協力を呼びかけています。戦争が始まった直後に比べて、ウクライナ避難民へのご支援やご協力は減少してきていますが、避難民の方達は避難生活が長期化する中で、皆さんからの継続的なご協力、ご支援を必要としています。

物資は次のようなものが必要とされています。

- ・食品（果物、野菜、チーズなど）
- ・生活用品（洗濯用洗剤・食器用洗剤・シャンプー等）
- ・家電（洗濯機・ブレンダー・パンニーター）
- ・衣類（4L・5L サイズの女性物）

トラックの提供、運転、家具家電等の運搬のお手伝いをいただける方も募集しています。ご協力いただける方はこちらのフォームにご記入ください。

現金の寄付のお振込みはこちらへお願いします。

銀行振込の場合

銀行名：ゆうちょ銀行（金融機関コード：9900）

支店名：〇八九（ゼロハチキュウ）店（店番：089）

口座種類：当座 口座番号：0215694 口座名：レスキューストックヤード

郵便振替の場合 00810-7-215694 口座名：レスキューストックヤード

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、コアメンバーが毎週のオンライン定例会議やLINEグループで情報を共有しながら、一人ひとりの状況を把握し、必要とされる支援を日常的に行っています。

また、受入れ自治体や国際交流協会、地域の日本語教室を訪問し、それぞれの自治体のニーズに合った情報提供をしたり、専門家による助言を受けられるような場をオンラインで設定したりするなど、自治体や地域と連携をした支援体制の構築を目指しています。また、イベントを開催し、避難者同士の交流の機会をつくるようにしています。最近では畑でのビーツ（ヒュコフダンソウ属の根菜）の収穫作業や、至学館大学でのウクライナの女子レスリング選手の公開練習の見学を行いました。

引っ越しに伴う手伝いや家具家電の相談、衣類や食料品の提供、在留資格更新手続きのサポートなども行っています。

また、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは毎月1回オンラインで「ウクライナ避難者支援のための情報共有会議」を開催しています。ウクライナ避難民の受け入れ自治体、社会福祉協議会、出入国在留管理局、日本ウクライナ文化協会、支援団体、メディア、地域の日本語教室、支援する個人等が参加しています。毎回、愛知県と名古屋市、日本ウクライナ文化協会から、現状や課題が報告されます。参加者はブレイクアウトルームで少人数に分かれて、それぞれの支援活動の状況、ウクライナ避難民の方達の状況について話し合います。ウクライナ避難民支援に関心のある方はどなたでもご参加いただけます。ご参加ご希望の方は下記へご連絡ください。

Eメール ukraine@rsy-nagoya.com 電話：090-5107-1135

誰もが同じように人権が保障される社会を（2023年9月25日発行229号）

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民入国者数は、9月13日現在2,503人（在留者数2,092人）、東海地域では、愛知県は117人、岐阜県は14人、三重県は1人です。

9月15日、障害のある人たちの共同作業所が加盟する「きょうされん」の研修で平和をテーマに話す機会をいただきました。日本ウクライナ文化協会の川口リュドミラさんから、6月にウクライナ一時帰国されたときの様子を、写真を交えて報告いただきました。病院に入院してする手足をなくしてし

まった兵士たちに、日本からの寄付金でお見舞いのお菓子を届けた時の様子、日本から持っていったインスタントスープ、虫除けグッズを現地の人たちに渡す様子を、写真を交えてお話しいただきました。街に鳴り響くサイレンの様子を記録した動画も紹介されました。真っ暗な夜にサイレンが鳴り響き、リュドミラさんは一人どこに避難すればいいかもわからず、なすすべがなかったそうです。また昼間の街でサイレンが鳴り響いている動画では、人々は驚くことも、逃げることもなく、通常通りに生活し

ている様子が映し出され、サイレンが鳴ることが日常化していることがわかりました。爆撃で破壊されてしまった建物や、破壊された街にその後放置されたまま、錆びついてしまった車が積み上げられている写真が紹介されました。

戦争で破壊されてしまった街は元には戻らないこと、手足を奪われてしまった人たちも、心にトラウマを抱えた人たちも元のように戻ることはできない、とお話しされました。

ウクライナの田舎の美しい田園風景の写真も紹介いただき、そこには木になるたくさんの果実、蜂蜜がたくさんとれるという蜂の巣、野原をかけるうさぎの姿がありました。本来のウクライナの風景はこんなに緑豊かで美しい自然があり、ウクライナの人たちは農業を中心に穏やかな生活を送っていたとのこと。戦争が始まるかもしれないというニュースを聞いたとき、リュドミラさんは「まさか本当に戦争が始まるなんて」と思ったそうです。「けれども実際に戦争は始まってしまいました。戦争によって奪われてしまったものは元には戻ることできません。だから、皆さん、今ある平和を大切にしてください」とお話しされました。

私からは、難民について話をしました。現在、紛争、暴力、迫害、人権侵害により故郷を追われた人の数は過去最高となり、スーダン、アフガニスタン、ウクライナなど各地域で発生している危機が加わってその数は増え続けています。強制移住を強いられた人たちは1億人を超え、これは世界の人口の1%を超える数にあたります。日本にも多くの難民が避難のため来日しています。日本は1981年に難民条約を批准しており、難民を保護する義務があります。

ウクライナ避難民受け入れでつくられた体制や民間の支援を、多くの難民の人たちのためのものに

する動きが求められています。これまで日本の難民支援は非常に限定的で、難民の人たちの人権は保証されているとはいえない状況でした。難民条約に規定されている難民の権利や義務の中でも特に保障されているものとして①難民を彼らの生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ強制的に追放したり、帰還させてはいけない(難民条約第33条、「ノン・ルフールマン原則」) ②庇護申請国へ不法入国した不法にいることを理由として、難民を罰してはいけない(難民条約第31条) という決まりがあります。

日本政府は、2020年秋に日本に避難した日本大使館職員とその家族に繰り返し帰国を勧奨していたことが問題になっています。私も複数のアフガニスタンの方たちから、1人ずつ個別に呼び出され「日本では生活ができない、早くアフガニスタンに帰るように」と外務省職員から何度も帰国を促されたと聞いています。日本政府のために働いていたことが理由で、タリバン政権に命を狙われ、出国前は毎日寝る場所を変えて逃げていた人たちです。「帰国勧奨」の疑惑は9月14日に国会内で開かれたアフガン難民問題の集会でも野党が追及しましたが、外務省は「帰国は強制はしていない」と責任を否定しています。(しかし、実際3分の1の人たちがその後アフガニスタンへ帰国をしています。)

ウクライナ人へ提供されている公営住宅の無償提供や就職支援、日本語学習支援が、アフガニスタンを始め、他の難民の人たちへも提供されるよう、全てを置いて命からがら逃げてきた人たちが、ゼロから新しい生活を始めるにあたり、基本的な人権が保障されるような社会に少しでも近づくことを願っています。ウクライナの人、アフガニスタンの人、ミャンマーの人、シリアの人、皆、同じ難民です。

東海地域におけるウクライナ避難民へのさまざまな支援 (2023年10月25日発行230号)

ウクライナ避難民入国者数は、10月11日現在2,523人となりました。東海地域では、愛知県は118人、岐阜県は14人、三重県は1人です。

東海地域ではウクライナ避難民へのさまざまな支援が行われています。9月にはシャンソンコンサートへの招待があり、10人が参加をしました。コンサートでは避難民の方達は体を動かしたり、涙を流

したりして聴かれていたそうです。戦争が始まって以来、音楽を聴けなくなってしまったという方もコンサートを楽しむことができたと話されています。10月にはウクライナの楽器バンドウーラのコンサートや、和太鼓のコンサートへの招待がありました。グランパスからはサッカーの試合への招待があり避難民16名が参加しました。試合前には募金活動

も行い、その後、サッカーの試合観戦を楽しみました。(募金活動についてはグランパスのウェブサイトにも掲載されています)

株式会社ニトリホールディングスは、ウクライナ避難民へ毎月8万円(20歳未満は4万円)の生活費支援を開始し、避難民の方達の生活費支援申し込みの手続きが進んでいます。(詳細は株式会社ニトリのウェブサイトに掲載されています)

コープあいち名古屋市の支援登録制度に登録し、食品の提供や家具家電の輸送支援を継続して行なっています。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの事務所が置かれている名古屋市東区にあるレスキュー・ストックヤードの事務所には定期的に企業や支援者から多くの物資や食料の寄付が届けられています。

寄付、ご支援は ukraine@rsy-nagoya.com へご連絡ください。

現在、ニーズがあるのは次のものです。

- ・生活用品：洗濯用洗剤・シャンプー・ボディソープ・石鹸・フェイスタオル・ボディクリーム・おりものシート
- ・食品：ウクライナ料理に使いやすい中力粉、コーヒーマー・紅茶
- ・家具：冬用掛け布団/カバー・シングルベット/カバー・レースカーテン・衣装ケース・チェスト(収納・扉付)・鍋(大・小)・踏み台・室内用洗濯物干し・ランドリーラック・ゴミ箱
- ・家電：2つ口ガスコンロ・オープンレンジ・電気ストーブ・テレビ・ミシン・ブレンダー・パンニードー
- ・自転車：大人用・子ども用・三輪車
- ・文房具：ノート・消しゴム・ボールペン

日本政府は、9月26日紛争地から逃れてきた人たちを「準難民」として認定して受け入れる制度を12月1日に施行すると閣議決定をしました。準難民として認定されると「定住者」の在留資格が付与され、就労制限なく働くことができますようになります。「定

住者」の在留資格は日系3世、日本人の配偶者の未成年未婚の実子などに認められる在留資格で、在留期限はありますが、安定した身分になります。

これまで、日本の入管法は難民の認定に関して、迫害を受ける恐れがある人に限定しており、紛争地から逃れてくる人は難民としての認定がなかなかされず、国際的にも批判されていました。10月6日に行われた法務大臣閣議後記者会見では、「ウクライナからの避難民への支援に関する質疑について」の中で、「少なくとも我が国では、補完的保護対象者の制度をしっかりと施行して、そして支援についても、おおむね現在の難民の方々への支援と同程度の内容にする方向で関係省庁と今調整をしている」と回答がされています。2024年4月からは、補完的保護対象者とその家族のための「定住支援プログラム」が始まります。

定住支援プログラムは、日本語教育と生活ガイドンスを組み合わせたカリキュラムになっており、45分の授業を①日本語教育 572授業時限 ②生活ガイダンス 120授業時限行うことになっています。日本語教育は、読む、書く、聞く、話すの基礎力を伸ばす、生活ガイダンスは防災やゴミ出しのルール、医療、保険、年金、税金、健康管理など日本で生活するために役立つ制度や習慣について勉強することができる、とされています。

「補完的保護」について「紛争から逃れた人は、補完的保護でなければ保護されないというのは、本来の難民保護のあり方を踏まえない、誤った見解であり、難民として保護されるべき人が保護される制度が確立されることが必要である」という意見もあり、補完的保護制度について慎重に見ていく必要があります。参考：

難民支援協会ウェブサイト

<https://www.refugee.or.jp>

出入国在留管理庁ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/12_00122.html

ウクライナ避難者のための大交流会と相談会が開催されました(2023年11月25日発行231号)

日本への避難民入国者数は、11月17日現在2,557人です。岐阜県は14人、三重県は1人と変化はなく、愛知県は126人となり、愛知県への避難、転入する人が微増しています。(中でも名古屋市への転入

が増えています。)

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークは、ウクライナ避難者の方たちのための宿泊型交流会と相談会を開催しました。戦争が長期化する中

で、大変な思いをされている避難者の方たちに少しでもゆっくり過ごしていただく時間と空間を提供しようと、ホテルに宿泊をして、お互いに交流したり、専門家に相談をしたりできる機会を用意しました。

当日は避難者 74 人とそのご家族 8 人が参加されました。1 日目は、至学館大学のご協力をいただき、大学のバスで名古屋から移動して、海に近い西尾市のホテルへ到着。夕食は、名古屋市から事業受託をしている N P O 法人レスキューストックヤードの栗田代表と名古屋市松尾副市長の挨拶、コープあいちの森理事長の献杯で始まりました。食事と歓談のあとは、避難民のみなさんが練習をして準備をされた合唱。日本語の歌は「上を向いて歩こう」「ふるさと」、そしてウクライナ語での合唱が披露されました。最後に、参加いただいた避難民の方 1 人ひとりが「ありがとう日本」「ありがとう名古屋」というメッセージが書かれたカードを持って、感謝の気持ちを表現してくださいました。

2 日目は早朝から専門家や通訳の方たちにご協力をいただき、相談会を開催しました。専門家として、医師、臨床心理士、児童精神科医、日本語教師、司法書士、行政書士、産業カウンセラー、名古屋出入国在留管理局、名古屋国際センター（教育アドバイザー、相談員）、名古屋市役所等、18 名が参加して、避難民の方達の相談に対応されました。

相談は事前にアンケートで確認をした相談したいこと、困りごとを整理して、1.手続き、2.医療・健康 3.仕事・生活、4.子育て・教育、5.日本語習得の 5 つのテーブルを用意しました。各専門家がそれぞれのテーブルに着き、各テーブルに 2 名の通訳がつけました。前半 1 時間、後半 1 時間の相談時間の間には、名古屋出入国在留管理局から、12 月に始ま

る補完的保護対象者の認定制度（注）について説明がありました。相談会の間は、子どもたちは大学生のボランティアの皆さんに引率していただいて「こどもの国」で楽しい時間を過ごしました。

この宿泊型の交流会と相談会は、東日本大震災の避難民の方達へ宿泊型交流会と相談会を開催した経験が活かされました。ウクライナから避難民の方達が来日して、自治体や市民団体や企業、教育機関や市民から物資や支援金、住居の提供、教育支援がされました。多くの人の善意が必要とする人へ届けられ、比較的短期間で作られたことは、日本社会の大きな前進であったと思います。避難民への生活支援は一見新しい取り組みにも見えますが、このように迅速な受け入れの対応とその後に続く定住支援が可能となった背景には、これまでの多文化共生に向けた市民や行政の仕組みや取り組み、そして多様な関係者の信頼関係、連携の経験とその積み重ねがあったからだと言えるでしょう。

10 月 7 日以降、イスラエルとガザでの武力衝突が激化、ガザでは、1 万人をこえる人の命が奪われています。その 4 割が子どもとも言われています。即時の停戦を願います。

（注）「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。（出典：出入国在留管理庁ホームページ）

補完的保護認定制度が始まりました（2023 年 12 月 25 日発行 232 号）

日本へのウクライナからの避難民入国者数は、12 月 13 日現在 2,574 人です。出入国管理庁によると愛知県 126 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人で変化はありません。（愛知県は 12 月 1 日現在愛知県への避難民は 127 人としています）。

避難生活も長期化しており、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークに寄せられる相談も、病院受診の同行（歯科、耳鼻科、内科、整形外科）

科）、就労、日本語学習、印鑑の作成や役所での健康保険の手続き等、日々の生活に関連することが多く寄せられています。一方で、避難民の方達が集まって合唱の練習をしたり、刺繍をしながら集う場も継続されて行われたりしており、長期化する避難生活をお互い励まし合いながら、送っていらっしやいます。

12 月 1 日から法務省による補完的保護の認定制

度が始まり、申請の受付が始まりました。あいち・なごやウクライナ支援ネットワークでは、この新しい制度が始まるにあたって、補完的保護についての学習会をオンラインで開催し、この新しい制度についての理解を深めました。補完的保護とは「難民条約上の難民には該当しないが、国際保護を必要とする者を保護し、かつ、そのような者に国内法上の地位を付与する法的枠組み」です。この補完的保護は、ウクライナ避難民を想定した制度といわれており、アフガニスタンやミャンマー、スーダンなど、ウクライナ以外の紛争地域から避難してきている人たちが対象となるのかどうかは明確にはなっていません。

補完的保護の対象者として認定されると（注1）、難民と認定された人と同じように「定住者」（注2）の在留資格で在留することができ、希望者する人は、2023年4月から始まる「定住支援プログラム」という支援プログラムを受けることができるようになります。この新しく始まるプログラムは、日本語の習得や日常生活のルールを学び、日本で安定した生活を送ることができるようになることを目的としたものです。

出入国在留管理庁のホームページによると、定住支援プログラムは、①日本語教育（572授業時限）と、生活ガイダンス（120授業時限）の計692授業時限（1授業時限＝45分）のコースで構成されており、日中に授業を行う半年コース（前期／後期）か、夕方以降に授業を行う1年コースを選ぶことができますとされています。①の日本語教育では、生活の基礎となる日本語能力の習得を目標に、生活に直結する実践的な日本語を学ぶ、とされており、②の生活ガイダンスでは、防災や避難の仕方、ゴミ出しのルール、法令遵守や社会保障制度、税制、健

康管理など日本の生活に必要な知識や制度を学ぶ、とされています。

出入国管理庁からは、補完的保護の制度が開始する前に、一人ひとりのウクライナ避難民へ、郵送で補完的保護の申請用紙が送付され、記入方法、記入例がウクライナ語で示された説明も併せて届きました。これまでも在留資格の更新が必要な時期に、更新手続きが必要な旨が、一人ひとりに郵送で通知が届けられました。在留外国人に対して在留資格の申請手続きについて、このような対応がされたことは初めてのことで画期的な取り組みと言えます。在留資格の申請書を入管から送付される形で入手することができ、申請・更新手続きの方法が、その人がわかる言語で説明がされるという取り組みが、ウクライナ避難民にとどまることなく、今後も広がっていくようにと思います。

注1:「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。

（出典：出入国在留管理庁ホームページ）

注2:「定住者」の在留資格は、就労の制限がなく、学歴や職歴などの専門的知識や技術を条件とすることなく、日本に在留することができる在留資格です。

参考資料

出入国在留管理庁ホームページ

認定NPO法人難民支援協会ホームページ

災害・紛争等人道的緊急時における国際的なガイドラインから学ぶ（2024年1月25日発行233号）

日本への避難民入国者数は、1月11日現在 2,557 人です。岐阜県は15人で一人増え、愛知県は122人で12月から5人減少しました。三重県は1人と変化はありません。

1月1日に起きた能登半島地震では、愛知県周辺も大きく揺れました。あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの事務局では、すぐに東海エリアに暮らす避難民の方達の無事を確認しました。

ウクライナでは地震を経験することがないため、怖い思いをされた方も多かったのですが、被災地のことを案じる声や、自分たちにも何かできることがないかという声が届きました。同ネットワーク事務局をになっているNPO法人レスキューストックヤードでは、3連休の1月6～8日に街頭募金を行いました。寒い中、7名のウクライナ避難民の方が「よろしくおねがいします」「ありがとうございます」と

声を出して募金活動に参加してくださいました。

「災害・紛争等人道的緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する I A S C (Inter-Agency Standing Committee) ガイドライン」という国際的な指標があります。IASC ガイドライン基本原則の1つでは「被災した全ての人びとの人権を促進し、人権侵害のリスクが高い状態にある個人および人びとを保護すべきである支援者は、精神保健・心理社会的支援の存在とアクセス(その支援を実際に利用できること)に関し、ニーズに基づき、ジェンダー、年齢、言語集団、民族、コミュニティの分け隔てなく、被災した人びとの間の公平性を最大限に高めることを目指さなければならない。」とされています。紛争や迫害、人権侵害、自然災害や気候変動による環境変化によって移動を強いられる人たちの非自発的な移動は「強制移住」と呼ばれますが、移動を強いられて強制移住をした人たちの多くは、多くを失い、新しい土地で、何もないところから住居、仕事、人のつながりを作っていかなければなりません。強制移住による精神的負荷はとても大きいため、サポート、メンタルケアも重要です。避難は、数年の場合もあれば、数十年にもわたって続き、移住先に定住する場合も多くあります。言語や文化の違い、制度的差別や障壁、社会的、政治的、経済的排除、それらに起因する心と体の健康の問題に直面することがよくあります。

もう1つ世界保健機関(WHO)が出しているガイドラインに「心理的応急処置(サイコロジカル・ファーストエイド:PFA)」があります。これは被災者や深刻な精神的苦痛を抱える人に対してどのような言葉をかけ、どのような行動を取ればその人の支えとなるのか、という支援に必要な手引きです。PFAには、責任を持って支援するためには、次の4点が大切とされています。①安全・尊厳・権利を

尊重する ②相手の文化を考慮して、それに合わせて行動する(衣服、言語、性別や年齢、力関係、身体に触れる習慣、信念、宗教) ③その他の緊急対応策を把握する ④自分自身のケアを行う

また活動原則には、次の3つのことが大切とされています。相手をよく「見る」②よく「聞く」(寄りそう) ③「つなぐ」(ニーズが満たされるように手助けする、情報提供、支援と結びつける)。「つなぐ」とは、その状況に対してその人自身がコントロールする力を取り戻せるように手助けをすること。この中に正しい情報を得ることの重要性も出てきます。災害時に適切な対応を計画するには、コミュニティの資源の性質と、被災者がそれらを利用できる度合いを把握することが重要であり、人権と尊厳の尊重、被支援者を分断しないこと、本人の自助力を高め、本人と周囲の社会との関係性を高めることで、地域の共助力を高めるための支援が大切であるとされています。

能登半島地震が起きた石川県の在住外国人は18,302人(2023年6月現在)でこの10年で1.6倍に増えています。(石川県人口は1,114,791人)石川県で働く外国人労働者は1万1450人(2022年10月末現在)で、国籍別では、ベトナムが最も多く4321人と全体の3分の1以上を占めています。日本ベトナム友好協会によると、石川県で被災したベトナム人からは「停電で寒くて毛布にくるまっている、水も止まっている。」「避難所でのコミュニケーションで困っている。インターネットが使えないのでスマホの自動翻訳機能を使うことができない。」「停電でスマホの充電できない」「物資提供の場所が遠すぎて取りに行けない」「水や食べ物が無い。電気は使えてエアコンは使える」「仕事がなくなり、収入が途絶えるのではないかと不安。本国に送金ができなくなる」などの声が届いているそうです。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの取り組みからの学び(2024年2月25日発行234号)

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民受入れ数は、2月14日現在2,593人、在留者数は2,098人です。男女別では男性が737人、女性が1,856人、年代別では18歳未満が440人、18歳以上61歳未満が1,796人、61歳以上が357人です。東海地域では、愛知県は122人、岐阜県は15人、三重県は1人です。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、毎月誰でも参加ができる情報共有会議をオンラインで開催しています。第21回は2月22日(木)に開催します。ウクライナで戦争が始まり2月24日で2年になることから、今回は日本に避難されている方たちから、ウクライナ現地の状況、避難生活の長期化で感じている思いなどについて話

していただきます。また、石川県でウクライナ避難者支援活動をされている「NPO 法人 YOU-I」からの活動報告がされます。どなたでもご参加いただけますのでぜひご参加ください。(参加のご連絡はこちらへお願いします。ukraine@rsy-nagoya.com 第22 回情報共有会議は3 月 27 日(水) 18:30~20:00 に開催を予定しています。)

また、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、コアメンバーが毎週1 回オンラインで定期ミーティングをもち、情報交換、ウクライナから避難されている方達の状況を確認し、課題の解決に向けて意見交換等を行っています。先日定期ミーティングでは、事務局より1 つの取り組みが紹介されました。

名古屋市内に避難している人たちの多くは名古屋市営住宅に入居をしており、支援ネットワークの事務局スタッフが、新たに転入した人たちの転入手続き、引っ越し全般をサポートしています。必要な家具・家電などの運搬はコープあいちの協力で行われています。

事務局のスタッフから、引っ越しの手配が終わり、ウクライナの方がその市営住宅の団地で生活を始める時にしている取り組みとして、その団地の自治会長に直接お会いして、ウクライナから避難してきた人が入居をすることを伝え、本人を紹介するようにしていること、そして地震が起きた時に避難する避難所もきちんと伝える様にしていると報告がされました。

ウクライナ避難民のみなさんの今 (2024 年 4 月 25 日発行第 236 号)

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民受入れ数は3 月 31 日現在 2,606 人、在留者数は 2,098 人(2 月から 16 人減少)です。男女別では男性が 743 人、女性が 1,863 人、年代別では 18 歳未満が 438 人、18 歳以上 61 歳未満が 1,809 人、61 歳以上が 359 人です。東海地域では、愛知県は 122 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人、東京は 612 人、大阪は 144 人です。愛知県に暮らす人の数には現れてはいませんが、転出(出国)した人、転入した人がおり、実際には変化があります。

在留する人の数の減少にはさまざまな理由がありますが、その1 つが新学年が始まるタイミングや進学タイミングで出国を決断した子どもや若者

自治会など、地域の人に、新たにどのような人が転入するかを知っていただくこと、地震や自然災害の経験がない地域から来ている人に、災害が起きたときにどのように行動するかを事前に伝えておくことはとても大切ですが、この様な取り組みは、一般的に行われているとはいえません。

能登半島地震の後、私が地域で出会う海外出身の人たちに、避難所について知っているかと尋ねたところ、避難所という言葉は初めて聞いた、そのような場所があることを知らなかったという人がたくさんいました。自治会という組織についても聞いたことがないという人がほとんど、自治会長が誰かを知っている人もいませんでした。

ウクライナの方達の受け入れの取り組みは、国や社会の支援があるからこそ可能となっていますが、今後海外から多様な背景を持つ人たちを受け入れる際に必要となる知見が積み上げられているといえるでしょう。

研究センターでは、2021 年から、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に難民食料支援と難民について「学び語り合う会」を定期的に行っています。次回の「学び語り合う会」(3 月 30 日に開催)では、難民食料支援で食料をお送りしたことがあるロヒンギャ難民の方からお話を聞きます。日本に避難してから、16 年間かけてようやく難民認定が認められたミャンマーの少数民族の方です。どなたでもご参加いただけます。

とその家族です。教育やキャリアをどうするか迷いながらも危険を承知で本国への帰国を決断したり、第三国を選択したりする人もいます。日本での避難生活を継続しながら、オンラインによる本国での教育を継続する人、日本の公立学校に通う人など様々です。

2 月 24 日、戦争が始まって 2 年という節目の日には、全国各地でデモ行進がおこなわれました。名古屋でもデモ行進が行われ、約 200 人が参加をしました。夜には名古屋テレビ塔(中部電力 MIRAI TOWER)でウクライナのためのチャリティコンサートが行われ、南山大学、金城学院大学、名古屋学院大学の聖歌隊と、合唱団花集庵、そしてウクライ

ナ避難民9名が参加をして故郷を歌いました。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは避難者のみなさんが集まって行っている合唱の練習場所を提供したり、東日本大震災の避難者の方たちと合同で行っているパッチワークの会を定期的に催す等して、避難者の方たちが日常的なつながりを持ち、交流する機会をつくっています。避難生活が長期化し、定住が進む中で、避難者の方たちが社会から孤立をすることのないようにという思いからです。

4月5～6日には、愛知に避難している8名のウクライナ避難民の方たちが能登半島の穴水市にある仮設住宅を訪問しました。地震で被災された方たちへウクライナ料理の炊き出しを行い、手作りのボルシチを提供しました。穴水の被災された方たちには大変喜ばれたそうです。穴水市への移動は車だったため、定員に限りがあり、希望されたウクライナ避難民全ての方の参加はかないませんでした。被災された方たちのために、とたくさんの手作りクッキーを焼いてくださった方もいました。この時の様子は、日本ウクライナ文化協会の Facebook ページに紹介されています。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、ウクライナ避難民支援に関わる人や組織を通して、難民支援の全般に生かしていくことを目指しています。個別支援を継続しながら、居住する自治体、地域の支援団体や支援者との関わりを強め、

日本に避難されている難民の方たちの生活基盤を安定させるサポート体制を作っていきます。

コープあいちでも難民背景のある方の雇用が決まり、勤務開始に向けて準備を進めているところです。今後、私たちの地域や職場でも難民背景のある人たちと共に働き、同じ地域で暮らすという機会は確実に増えていきます。すでに子どもたちの間では、共に学んだり遊んだりという日常が広がっています。助け合い支え合うことをどう実践しながら社会をつくっていくのか、私たち一人ひとりの想いと関わり、知識と思考を深めることが必要になっています。

地域と協同の研究センターでは2021年から、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に「難民食料支援」に取り組んでいます。

「学び語りあう会」では難民の人たちと一緒に学び語り合うことを継続しています。多くの人たちから寄付していただく食料の発送作業も難民の方たちと一緒にを行っています。次回の学び語り合う会は5月25日(土)の午後、食料の発送は7月7日(土)の午前に開催します。難民の人たちと一緒に語り合いながら、一緒に地域社会を作っていくことを考える機会として、多くの方にご参加いただけたら嬉しいです。

5月15日には名古屋駅前にウクライナ料理レストラン「ジート」がオープンします。名古屋では初めてのウクライナ料理レストランです。ウクライナ料理レストラン「ジート」の情報はInstagramから発信されています。

執筆・執筆協力者 50音順

氏名	執筆・執筆協力の分担						
	発足	連携	活動	課題	評価	資料	編集
伊東さゆり			○				
加藤 絢子	○	○	○	○	○		○
神田すみれ				○	○	○	
栗田 暢之	○				○		
土井 佳彦	○		○	○			
戸村 京子	○				○		○
羽田野真帆				○	○		
浜田 ゆう			○				○
堀田美希子				○			
向井 忍	○	○	○	○		○	○
門田 一美		○	○	○			
吉村なる美			○				
など							

団体連絡先 50音順

NPO 法人 多文化共生リソースセンター東海

住所 453-0041 名古屋市中村区本陣通 5-6-1 地域資源長屋なかむら 2 階

連絡先 電話 070-8488-0758

NPO 法人 地域と協同の研究センター

住所 465-0021 名古屋市中種区稲舟通 1-39 生協生活文化会館 3 階

連絡先 電話 052-781-8280

NPO 法人 チェルノブイリ救援・中部

住所 460-0012 名古屋市中区千代田 5-11-33 ST PLAZA TSURUMAI 本館 5 階 B 号室

連絡先 電話 052-228-6813 (月・水・金)

NPO 法人 名古屋難民支援室

住所 460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30 丸の内オフィスフォーラム 601

連絡先 電話 070-5444-1725

認定 NPO 法人 レスキューストックヤード

住所 461-0001 名古屋市中区泉 1-13-34 名建協 2 階

連絡先 電話 052-253-7550

あいち・なごやウクライナ避難民支援ネットワーク「報告と提言」

発行日：2025 年 3 月 21 日

発行：あいち・なごやウクライナ避難民支援ネットワーク

住所：名古屋市東区泉 1－13－34 名建協

編集：加藤絢子 戸村京子 浜田ゆう 向井忍

本冊子は、日本財団の助成を活用しています。



あいち・なごやウクライナ避難民支援ネットワーク

「報告と提言」

2025 年 3 月 21 日